

政策目標 6－1：外国為替市場の安定並びにアジア地域を含む国際金融システムの安定に向けた制度強化及びその適切な運用の確保

上記目標の概要	世界各国の経済の相互連関が深まり、国際的な資金移動が活発化する中で、我が国と外国との間の資金移動が円滑に行われる環境を整えるとともに、国際金融システムを安定させることが重要となっています。 このような認識の下、財務省では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年12月1日法律第228号。以下「外為法」といいます。）に基づいて外国為替制度の運営に当たるとともに、国際金融システムの安定に向けた制度強化に取り組んでいます。特に、我が国と密接な経済的結びつきを有するアジア地域の経済の安定は重要であり、域内における地域金融協力を更に強化していきます。また、テロ資金供与や大量破壊兵器の拡散への資金支援といった国際金融システムの濫用の防止にも取り組んでいます。併せて、我が国に対する対内直接投資を審査する制度の適正な運用を行います。 （上記目標を達成するための施策） 政6-1-1：外国為替市場の安定 政6-1-2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画 政6-1-3：アジアにおける地域金融協力の推進 政6-1-4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応 政6-1-5：対内直接投資審査制度の適正な運用
-----------------------	--

政策目標 6－1 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	外国為替市場の安定、世界経済の持続的発展や国際金融システムの安定・強化、アジアにおける地域金融協力の強化、国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置やマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を通じた国際金融システムの濫用への対応等に積極的に取り組み、具体的な実績・成果がありました。そして、全ての施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） G 7（用語集参照）、G 20（用語集参照）等の国際的な政策協調の枠組への参画は、世界経済の安定と持続的な成長の実現を通じて我が国経済の健全な発展を実現するために重要な意義のある取組です。令和5年度は、世界経済が、ロシアによるウクライナの侵略戦争の継続や緊迫する中東情勢等、地政学的緊張の更なる悪化が重要なリスクとなっている中、我が国として、世界経済の更なる回復に向けて主導的な役割を果たし、国際協調に積極的に貢献しています。 また、アジア地域の経済の安定のため、同地域における地域金融協力を強化していくことが重要であり、ASEAN（東南アジア諸国連合）+ 3（日中韓）（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、CMIM（チェンマイ・イニシアティブ：用語集参照）等の地域金融協力や、二国間の金融協力を積極的に推進しています。 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びFATF（金融活動作業部会：用語集参照）

	基準に基づくマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を着実に実施することにより、国際金融システムの安定に大きく貢献しています。これに加え、対内直接投資について、健全な投資を促進するとともに、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するための執行体制を強化し、適切な運用を行っています。 財務省単独で解決することが困難な政策課題に関しては、G20各国や国際金融機関等の多様な主体と適切に連携して効率的に実行しています。
--	---

施策 政 6－1－1：外国為替市場の安定									
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-1-1-B-1：外国為替市場の安定に向けた取組								
	目標		G 7 / G20財務大臣・中央銀行総裁会議声明で確認されている考え方を踏まえつつ、引き続き、各国の通貨当局との意見交換や国際協調等を行います。国内においても、金融庁・日本銀行とより緊密な連携を図ります。					達成度	
	（目標の設定の根拠） 外国為替市場の安定のためには、国際協調や金融庁・日本銀行との連携が重要であるためです。								
測定指標（定量的な指標）	実績及び目標の達成度の判定理由		日常的に国際金融資本市場をモニタリングするとともにG 7やG20といった多国間での会合や各国通貨当局との間で外国為替市場に関する意見交換を行うなど、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、IMF（国際通貨基金：用語集参照）やAMRO（ASEAN＋3マクロ経済リサーチオフィス：用語集参照）などの国際機関との間でも、外国為替市場に関する意見交換を行いました。 国内においては、財務省、金融庁、日本銀行の間で、国際金融資本市場に係る情報交換会合を開催し、市場の動向把握に努めました。 上記実績のとおり、外国為替市場の安定のための取組を積極的に推進したことから、達成度を「○」としました。					○	
	[主要] 政6-1-1-A-1：外国為替平衡操作実施状況、外貨準備の状況等の正確かつ適時な情報の提供								
測定指標（定量的な指標）	作成頻度		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度	
	外国為替平衡操作実施状況（月ベース）	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
	外国為替平衡操作実施状況（日ベース）	年 4 回	4/4	4/4	4/4	4/4	4/4		
	外貨準備等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12		
	外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1		
	達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○	

[主要] 政6-1-1-A-2：国際収支状況等の正確かつ適時な情報の提供							
作成頻度		令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
国際収支状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
本邦対外資産負債残高	年 1 回	1/1	1/1	1/1	1/1	1/1	
オフショア勘定残高	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
対外及び対内証券売買契約等の状況	月 1 回	12/12	12/12	12/12	12/12	12/12	
達成割合		100%	100%	100%	100%	100%	○
(注) 国際収支状況 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/balance_of_payments/data.htm> 本邦対外資産負債残高 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/iip/data/index.htm> 外貨準備等の状況 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/index.htm> 外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/gaitametokkai/index.html> 外国為替平衡操作実施状況 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html> オフショア勘定残高 <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/offshore/data/index.htm> 対外及び対内証券売買契約等の状況（週次でも公表） <https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/itn_transactions_in_securities/data.htm> (出所) 国際局為替市場課 (目標値の設定の根拠) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況・外貨準備等の状況について、引き続き正確かつ適時に公表することとし、また、市場に対する正確かつ適時な情報の提供、及び経常収支・金融収支の動向の把握といった観点から国際収支状況等について適切な作成・公表を行うために上記目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由) 外国為替市場の安定に資するため、外国為替平衡操作実施状況、外貨準備等の状況、国際収支状況等を適切に作成し、適時に公表したことから、達成度を「○」としました。							
施策についての評価		s 目標達成					
評 定 の 理 由	外国為替市場の安定に関しては、日常的な国際金融資本市場のモニタリングに加え、各国通貨当局等との意見交換等を通じて、国際社会と協調し、緊密な連携を図りました。また、国内においては、金融庁や日本銀行とも協力し、市場の動向把握に努めました。 外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては、安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。なお、外為特会が保有する外貨資産のより持続可能な運用の実現に向けて、令和3年10月よりESG投資を開始しています。 国際収支統計及び対外資産負債残高統計に関しては、平成26年に移行したIMF国際収支マニュアル第6版に基づいて、適切な作成・公表を行いました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。						

参考指標 1：為替相場の動向



（出所）Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

	円の最安値	円の最高値	最高値と最安値の変化幅
令和5年度	151円97銭 （令和6年3月27日）	130円64銭 （令和5年4月5日）	21円33銭
令和4年度	151円94銭 （令和4年10月21日）	121円66銭 （令和4年4月1日）	30円28銭
令和3年度	125円11銭 （令和4年3月28日）	107円48銭 （令和3年4月23日）	17円63銭



（出所）Bloomberg（日次、NY終値）より財務省国際局為替市場課作成

参考指標 2 : 国際収支動向

(単位:億円)

	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
経常収支	186,712	169,343	201,419	90,787	253,390
貿易収支	3,753	37,853	-15,043	-177,869	-35,725
輸出	746,694	683,635	856,497	997,385	1,018,666
輸入	742,941	645,782	871,541	1,175,254	1,054,391
サービス収支	-17,302	-35,282	-48,936	-53,902	-24,504
第一次所得収支	215,078	194,593	289,918	353,150	355,312
第二次所得収支	-14,817	-27,821	-24,519	-30,592	-41,692
金融収支	204,568	133,034	180,496	91,471	214,532
直接投資（資産）	217,343	174,872	214,770	230,911	268,031
〃（負債）	27,115	85,021	38,126	48,869	15,992
証券投資（資産）	241,487	50,142	-48,851	-68,204	114,334
〃（負債）	18,298	203,438	111,603	16,890	25,497
金融派生商品	-3,346	27,263	16,875	37,271	75,724
その他投資（ネット）	-226,275	156,411	85,420	22,121	-245,533
外貨準備	20,772	12,805	62,012	-64,870	43,465

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和5年度実績値は速報値。令和6年7月にデータが更新されるため、令和6年度実績評価書に確定値を掲載予定。

直接投資・証券投資の地域別状況（国際収支ベース）

(単位:億円)

		資産（本邦資本）		負債（外国資本）	
		直接投資	証券投資	直接投資	証券投資
世界	令和4年度	230,911	-68,204	48,869	16,890
	令和5年度	268,031	114,334	15,992	25,497
米国	令和4年度	74,796	43,790	11,074	-176,470
	令和5年度	110,830	123,366	-19,263	-248,873
EU	令和4年度	48,041	-73,052	1,433	-697,148
	令和5年度	31,097	-39,689	6,617	-747,754
アジア	令和4年度	49,352	-12,581	13,723	-6,820
	令和5年度	56,132	8,051	21,324	-77,279

(出所) 財務省「国際収支統計」

(注1) 金融収支の符号は「+」は資産、負債又はネットの増加、「-」は資産、負債又はネットの減少を示す。

(注2) 令和5年度実績値は速報値。令和6年7月にデータが更新されるため、令和6年度実績評価書に確定値を掲載予定。

参考指標 3：対外資産負債残高

主要国の対外資産負債残高（円ベース比較）

	対外純資産額
日本	471兆3,061億円（令和5年末）
アメリカ	▲2,805兆2,713億円（令和5年末）
イギリス	▲149兆 824億円（令和5年末）
ドイツ	454兆7,666億円（令和5年末）
フランス	▲129兆3,333億円（令和5年末）
イタリア	24兆2,391億円（令和5年末）
カナダ	179兆5,388億円（令和5年末）
中国	412兆7,032億円（令和5年末）

（出所）日本：財務省資料、その他：IMF資料

（注）日本以外の計数は、IMFで公表されている年末の為替レートにて円換算。

参考指標 4：外貨準備動向

（単位：百万ドル）

	令和元年度末	2年度末	3年度末	4年度末	5年度末
外貨準備高	1,366,177	1,368,465	1,356,071	1,257,061	1,290,606

（出所）財務省「外貨準備等の状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/official_reserve_assets/data/index.htm)

参考指標 5：外国為替平衡操作の実施状況

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
金 額	0円	0円	0円	9兆1,881億円	0円

（出所）財務省「外国為替平衡操作の実施状況」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/feio/index.html)

施策	政 6－1－2：国際金融システムの安定に向けた制度強化に関する国際的な取組への参画		
測定指標（定性的な測定指標）	[主要] 政 6-1-2-B-1：国際金融システムの安定に向けた国際的な協力への参画		
	目 標	G 7、G20等の国際的な枠組において積極的に議論に貢献します。また、IMFをはじめとする国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 (目標の設定の根拠) 国際金融システムの安定を実現し、強固で、持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すため、G 7・G20・ASEAN＋3を始めとする国際的な枠組における議論や、IMFなどの国際機関等との政策対話に積極的に参画しました。 【G 7】 G 7においては、令和 5 年の議長国として、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹	○

を守るための、G 7としての協調した行動を主導しました。また、世界経済・金融市場の動向、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論を主導し、声明の形でG 7としての共通理解をとりまとめました。

令和6年1月以降は、イタリア議長下において、ウクライナ支援をはじめとする世界経済の諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。

【G20】

G20においては、ロシアのウクライナに対する侵略戦争等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFや国際開発金融機関（MDBs）を通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論を行いました。我が国は、インド、ブラジル議長の下、これらの議論に積極的に参画するとともに、新規配分されたIMFの特別引出権（SDR）を脆弱国に融通する取組について、貢献率を配分額の40%をまで引き上げることにより、世界全体で1,000億ドルの目標達成に大いに貢献する等、IMFを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた議論に貢献しました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミック時の対応のための革新的な資金供給メカニズムの必要性に関する議論を主導するなど、強靱で持続可能な財務保健枠組構築に向けた国際的な議論にも積極的に参画しました。

【IMF】

IMFは、対外的な支払困難に陥った加盟国に対して資金支援を実施することを主な業務とする国際機関であり、IMFが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、その資金規模・機能・ガバナンスの強化に向けた議論に積極的に参画しました。資金規模については、その融資能力を強化すべく、第16次クォーター一般見直しに係る増資の議論にも積極的に参画し、最終的に50%の比例増資への合意に至りました。増資の早期実現に積極的に貢献すべく、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和6年4月12日成立）。また、貢献率を新規配分額の40%に引き上げたSDRの活用などを通じ、IMFが低所得国に対し融資を行う枠組である、貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金動員目標の達成に大きく貢献しました。

IMFの組織の在り方に関しては、IMFの正統性、有効性、信頼性を高めるために、IMFスタッフの出身地域、学業・職業の経歴等、多様性を改善する必要があることに加え、日本から人材面でも貢献を行う準備があることを引き続き主張しました（IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等）については、参考指標6参照）。

【ASEAN+3等】

		また、アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等における議論を共同議長国として主導し、CMIMにおける新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました（詳細は政 6-1-3 参照）。 上記実績のとおり、国際金融システムの安定を実現し、強固・持続可能で、均衡ある、かつ包摂的な世界経済の成長を生み出すために重要な国際的な取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。	
施策についての評定		s	目標達成
評定の理由	国際金融システムの安定に関しては、G 7やG20における国際的な議論・取組に積極的に参画しました。 G 7では、令和 5 年の議長国として、ロシアのウクライナに対する侵略戦争を受けて、ロシアに対する制裁措置やウクライナ支援など、国際秩序の根幹を守るための、G 7としての協調した行動を主導しました。また、世界経済・金融市場の動向、国際金融機関の機能強化、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税、脱炭素時代における強靱なサプライチェーン構築、多様な価値を踏まえた経済政策等の幅広い議題について、活発な議論を主導し、声明の形でG 7としての共通理解をとりまとめました。令和 6 年 1 月以降は、イタリア議長下において、ウクライナ支援をはじめとする世界経済の諸課題に関する議論に積極的に参画し、世界経済の持続的な発展に貢献しました。 G20においても、ロシアのウクライナに対する侵略戦争等によって世界経済が多くの困難に直面する中で、世界経済・金融市場の動向、IMFやMDBsを通じた脆弱国支援、途上国の債務問題、国際保健、気候変動、国際課税等の課題について活発に議論が行われました。我が国は、インド、ブラジル議長の下、これらの議論に積極的に参画し、IMFやMDBsを通じた脆弱国支援の実施や、国際保健等の世界経済の政策対応において、G20における議論の進展に貢献しました。 また、IMFが加盟国の直面する様々な危機への対応に一層貢献できるよう、その資金規模・機能・ガバナンスの強化に向けた議論に積極的に参画しました。資金規模については、その融資能力を強化すべく、第16次クォーター一般見直しに係る増資の議論にも積極的に参画し、最終的に50%の増資への合意に至りました。増資の早期実現に積極的に貢献すべく、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正法案を国会に提出しました（改正法案は令和 6 年 4 月12日成立）。また、貢献率を新規配分額の40%に引き上げたSDRの活用などを通じ、IMFが低所得国に対し融資を行う枠組である、貧困削減・成長トラスト（PRGT）の資金動員目標の達成に大きく貢献しました。 アジア地域では、ASEAN+3（日中韓）財務大臣・中央銀行総裁会議等における議論を共同議長国として主導し、CMIMにおける新ファシリティ創設を含む多国間の地域金融協力の更なる強化に関する議論等に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。		

政 6－1－2に係る参考情報

参考指標 1：国際通貨基金（IMF）への主要国出資

国名	出資額（億 SDR）	シェア（%）
米	829.9	17.43
日	308.2	6.47
中	304.8	6.40
独	266.3	5.59
英	201.6	4.23
仏	201.6	4.23

（出所）IMF 公表統計等

（注）SDR（Special Drawing Right）は、金やドル等の既存の準備資産を補完するための公的準備資産として創設されたもの。1 SDR＝約1.32米ドル（令和6年3月現在）。

参考指標 2：IMFの融資状況（令和6年3月末現在）

（単位：億 SDR）

一般資金勘定融資残高（借入国：53か国）	930.2
譲許的融資残高（借入国：59か国）	188.9

（出所）IMF ウェブサイト（<http://www.imf.org>）

参考指標 3：IMFに対する融資貢献の状況（令和6年3月末現在）

（単位：億 SDR）

PRGTに対する貢献額	92
RSTに対する貢献額	41
NABに対する貢献額	670
バイ融資に対する貢献額	195

（出所）IMF 公表統計等

（注）バイ融資は、1 SDR＝約1.32米ドル（令和6年3月現在）で換算。

参考指標 4：IMFのキャパシティ・ビルディングの実施状況

（単位：百万ドル）

	2019財政年度	2020財政年度	2021財政年度	2022財政年度	2023財政年度
自己資金	147	142	131	101	148
外部資金	178	168	118	141	189

（出所）IMF 公表統計等

参考指標 5：IMFのサーベイランス実施状況

年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
二国間	119	129	36	126	126
多国間	19	21	19	19	19

（出所）IMF Annual Report, <https://www.imf.org/external/research/index.aspx>

参考指標 6：IMFにおける日本人職員数等（日本人幹部職員数等を含む）

	平成31年4月	令和2年4月	3年4月	4年4月	5年4月
日本人職員数	63(20)	65(21)	66(23)	70(24)	70(23)
日本人幹部職員数	6	6	5	7	11
日本人比率	2.70%	2.74%	2.73%	2.79%	2.68%

（出所）IMF 公表統計等

（注1）（ ）内は女性職員数。

（注2）日本人幹部職員数は、準幹部レベル以上（Bレベル）を指す。

参考指標 7 : I M F のセーフティネットの規模

(単位 : 10 億 S D R)

出資額	309
N A B	278
バイ融資	109

(出所) I M F ウェブサイト (<http://www.imf.org>)

(注) 令和 5 年 6 月 30 日現在の融資能力を指す。

参考指標 8 : C M I M のマルチ化における各国の貢献額と借入可能総額

		貢献額 (億ドル)		貢献割合 (%)		借入乗数	借入可能総額 (億ドル)
日中韓		1, 920. 0		80. 00			1, 194. 0
中国	中国 (香港除く)	768. 0	684. 0	32. 00	28. 50	0. 5	342. 0
	香港		84. 0		3. 50	2. 5	84. 0
日本		768. 0		32. 00		0. 5	384. 0
韓国		384. 0		16. 00		1	384. 0
A S E A N		480. 0		20. 00			1262. 0
インドネシア		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
タイ		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
マレーシア		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
シンガポール		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
フィリピン		91. 04		3. 793		2. 5	227. 6
ベトナム		20. 0		0. 833		5	100. 0
カンボジア		2. 4		0. 100		5	12. 0
ミャンマー		1. 2		0. 050		5	6. 0
ブルネイ		0. 6		0. 025		5	3. 0
ラオス		0. 6		0. 025		5	3. 0
合計		2, 400. 0		100. 00			2, 456. 0

(出所) A M R O ウェブサイト (<https://amro-asia.org>)

施策	政 6－１－３：アジアにおける地域金融協力の推進		
測定指標（定性的な指標）	〔主要〕 政6-1-3-B-1：アジアの金融市場における安定のための地域金融協力への取組		
	目 標	令和５年は日ASEAN友好協力50周年の節目の年にあたり、また、ASEAN（東南アジア諸国連合）＋３（日中韓）でインドネシアとともに共同議長国を務めます。ASEAN＋３財務大臣・中央銀行総裁会議の議論を主導し、チェンマイ・イニシアティブ（CMIM）やアジア債券市場育成イニシアティブ、SEADRIF等の地域金融協力を積極的に推進していきます。 （目標の設定の根拠） アジア地域での金融協力を強化することが、地域金融市場の安定を図る上で重要なためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	ASEAN＋３財務大臣・中央銀行総裁会議プロセスについては、令和５年５月２日に開催された同会議をはじめ、新ファシリティ創設を含むCMIMの強化や、AMROの能力強化、ABMI（アジア債券市場育成イニシアティブ：用語集参照）及びSEADRIF（東南アジア災害リスク保険ファシリティ：用語集参照）を含むDRF（災害リスクファイナンス）の推進等、地域金融協力強化のための議論を主導しました。 【CMIM】 CMIMについては、令和５年12月のASEAN＋３財務大臣・中央銀行総裁代理会議において、（１）CMIMの新ファシリティとしての緊急融資ファシリティの創設の合意、（２）地域金融セーフティネットの資金構造の議論についてのロードマップの策定、及び（３）CMIMのマージン構造の見直しを完了し、CMIMの強化を通じた地域金融市場の強靱性に貢献しました。 【AMRO】 AMROについては、幹部ポストの増設など、幹部ガバナンスの見直しを推進しました。また、ASEAN＋３財務トラックにおける事務局の支援機能の拡充に関する議論を推進しました。このほか、サーベイランス機能や情報発信機能の強化に関する議論を推進しました。 【ABMI】 ABMIについては、グリーンやデジタルといった新たな潮流を踏まえて今後取り組む重点分野等を明確化した新たな中期ロードマップを令和５年５月に策定し、域内でのサステナブル・ファイナンスの促進や、現地通貨建て債券市場の発展に資する技術支援等の具体的な取組を進めました。 【DRF】 DRFについては、SEADRIFの低所得国を対象とした中所得国向けの公共財産保護プログラムの具体化を各国と議論しながら進めています。また、令和５年５月のDRFイニシアティブの定例議題への格上げ、同イニシアティ	○

		ブのアクションプランの承認を踏まえ、D R F イニシアティブを推進する体制構築等に係る議論を主導するとともに、各国との対話を進めています。					
		【金融デジタル化】 金融デジタル化については、域内でデジタル通貨等の取組みが急速に進められる中、新たな機会と課題や、既存の地域金融協力に及ぼす影響の分析、金融協力の今後の在り方に関する提言などをまとめたレポートを作成し、議論を主導しました。 上記実績のとおり、アジア地域での金融協力の強化を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。					
	[主要] 政6-1-3-B-2：アジア各国との二国間金融協力の取組						
	目 標	金融関係の規制緩和に向けた相手国への要望を含め、アジア各国との金融協力に関する二国間の対話を引き続き実施していくほか、二国間通貨スワップ取極の継続・拡充や現地通貨の利用促進のための協力といった取組を引き続き推進していきます。 (目標の設定の根拠) アジア各国との二国間金融協力の取組の推進は、地域の金融安定強化・各国との関係強化を図る上で重要なためです。					達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	二国間金融協力については、A S E A N 諸国との間では、日本円と現地通貨の直接取引利用を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間で設立された現地通貨の利用促進に係る協力枠組について、金融機関と連携して、当該枠組を活用した取引動向の把握に努めるほか、枠組改善に向けたニーズの調査を行うなど、二国間金融協力の強化に向けて取組を進めました。 また、韓国との間では、令和5年6月に7年ぶりに日韓財務対話を開催し、二国間通貨スワップ取極の再開に合意しました。この合意に基づき同年12月に同取極を締結しました。 上記実績のとおり、アジア各国との二国間金融協力の取組を積極的に推進できたことから、達成度を「○」としました。					○
測定指標（定量的な指標）	政6-1-3-A-1：A S E A N + 3における現地通貨建て債券による資金調達の状況（現地通貨建て債券市場の債券残高の対前年比）						
	年度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
	目標値	—	—	—	—	100%以上	○
	実績値	113.9%	117.6%	112.3%	109.0%	105.5%	
	(注) A S E A N 主要6ヵ国及び中韓の、歴年年末時点及びその前年末時点の現地通貨建て債券の残高。算出するにあたっては、為替レート変動の影響を除外するため、その翌年末時点の為替レートを適用している。 (出所) AsianBondsOnline（令和6年3月28日時点の公表値） (目標値の設定の根拠) アジアにおける地域金融協力の推進の観点で、現地通貨建て債券の発行促進を進めていくことが						

	重要であることから、これまでの実績を踏まえつつ、対前年比100%以上を目標値として設定します。 (目標の達成度の判定理由) 現地通貨建て債券残高については、目標値である「対前年比100%以上」を達成したことから、本測定指標の達成度を「○」としました。
施策についての評価	s 目標達成
評価の理由	地域金融協力については、令和5年5月に開催されたASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁会議において、新ファシリティ創設を含むCMIM/地域金融取極の強化、AMROの幹部ガバナンス見直しやサーベイランス能力の強化、ABMIの推進等地域金融協力強化のための議論を主導したほか、DRFや金融デジタル化に関する取組を着実に進めました。 二国間金融協力については、ASEANや東アジアの複数の国と、マクロ経済状況や金融市場にかかる取組み等について、意見交換を行いました。また、日本円と現地通貨の直接取引を促進させる観点から、インドネシア中央銀行との間の現地通貨利用促進に係る協力枠組の改善に向けニーズ調査を行う等、アジア各国との二国間金融協力の強化を通じ、アジアにおける金融市場の環境整備を支援しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。

政6-1-3に係る参考情報

参考指標1：CMIMのマルチ化における各国の貢献額と買入可能総額【再掲（政6-1-2：参考指標8）】

参考指標2：日本—AMRO特別信託基金が実施するメンバー国向けのキャパシティ・ビルディングの実施件数

令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
10	2	11	13	13

(出所) 国際局地域協力課調 (令和6年3月時点)

参考指標3：アジア諸国との二国間通貨スワップ取極

	インドネシア	フィリピン	シンガポール	タイ	マレーシア	インド	韓国
契約日	令和3年10月14日	令和4年1月1日	令和3年5月21日	令和3年7月23日	令和5年9月18日	令和4年2月28日	令和5年12月1日
スワップ額	日→尼：227.6億ドル相当	日→比：120億ドル相当	日→星：30億ドル相当	日→泰：30億ドル相当	日→馬：30億ドル相当	日→印：750億ドル相当	日→韓：100億ドル
	—	比→日：5億ドル	星→日：10億ドル	泰→日：30億ドル	馬→日：30億ドル	印→日：750億ドル相当	韓→日：100億ドル

(出所) 国際局地域協力課、国際局調査課調 (令和6年3月時点)

参考指標 4 : サーベイランス実施状況 (ASEAN+3 財務大臣・中央銀行総裁プロセスにおける実施回数 (代理レベル含む))

令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
3	3	3	3	2

施策	政 6－1－4：テロ資金や北朝鮮の核関連及び大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用への対応		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-1-4-B-1：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策への国際的な枠組の中での対応及び国連安保理決議等に基づく制裁措置の適切な実施等		
	目 標	国連安保理決議等を踏まえ、外為法に基づく制裁措置を適時に実施する等、対外取引に対して適切な管理・調整を実施していきます。 また、令和3年8月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融に関する行動計画」や、令和4年5月に策定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿った取組、暗号資産等の新たな技術の普及に伴う影響などの対応を含め、国際社会と協調しつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関するF A T F基準の履行等を、国民や民間事業者の理解と協力を得ながら、関係省庁等と協力して強力に推進していきます。 更に、金融機関等における外為法等の遵守体制の整備・強化を図るとともに、制裁措置の実効性の確保及びF A T F基準の着実な履行等を図るため、ロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に外国為替検査を実施していきます。また、外国為替検査等で特定した課題等について、金融機関等へのアウトリーチ活動の実施や、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、制裁措置の実効性を継続的に強化していきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 国連安保理決議等を踏まえた外為法に基づく制裁措置及びF A T F基準の着実な履行等が、国際金融システムの安定に資するためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	【外為法に基づく措置等】 国連安保理決議等を踏まえ、タリバーン関係者等その他のテロリスト等（以下「テロリスト等」といいます。）に対して、外為法に基づく資産凍結等の措置を着実に実施しました。 - テロリスト等に対しては、平成13年9月以降、累次にわたって外為法に基づく資産凍結等の措置を講じてきており、令和5年度においては、29個人・団体を措置の対象に追加しました。2個人・団体の対象からの削除と併せて、同年度末時点で外為法に基づく資産凍結等の措置の対象に指定されているテロリスト等は、計544個人・団体となりました（参考指標1参照）。 - このうち、タリバーン関係者等に対する資産凍結等の措置については、F A T F勧告を踏まえ、令和5年度も引き続き制裁対象者の指定から24時間以内に外為法に基づく資産凍結等の措置を実施しました。また、北朝鮮及びイランに関しては、F A T F全体会合において採択された資金洗浄・テロ資金供与対策上、重大な欠陥を有する国・地域に係る声明を金融機関等に周知し、引き続き	○

適切な対応を求めました。

- ・ また、令和5年10月7日、ハマス等によるイスラエルに対するテロ攻撃を受け、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ハマスの資金源を絶ち、テロ資金の流れの抜け穴を作らないとの観点から、ハマス関係者の個人・団体に対する資産凍結を累次にわたり実施しています。
- ・ これに加え、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援を受けて、G7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行等に対する資産凍結の措置を実施しました。この他、上限価格を超えて取引されるロシア産原油及び石油製品に対する海上輸送等のサービスに係る規制（プライス・キャップ）に関して、これを迂回・回避する取引に対する懸念等が見られたことから、G7議長国として積極的にその対策に係る議論に貢献しました。その結果、同志国間で合意された、原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスの強化策をとりまとめ、令和6年2月20日から実施しています。

【FATF基準の履行等】

FATFの枠組に関する国内外の以下の取組に積極的に参画するほか、FATF基準の着実な履行を図るための取組を実施することで、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を推進しました。

- ・ 国際基準の策定や履行確保を担うFATFの関連会合に出席し、次期相互審査の枠組や国際基準の見直しの議論に貢献したほか、他国の取組事例等に関する情報を収集して国内の関係者に積極的に還元しました。また、世界全体で有効なマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策を講じるため、FATF非加盟国のFATF基準の履行確保を担うFATF型地域体の支援等を行っており、特にアジア太平洋地域体のFATF型地域体（APG：Asia Pacific Group on Money Laundering）が行う活動を支援しています。
- ・ 国内では、令和3年8月に財務省・警察庁を共同議長として設置した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」等の枠組を活用しつつ、同会議が、令和3年8月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」や、令和4年5月に決定した「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」に沿って対策を推進しています。また、FATF第四次対日相互審査の勧告等に適切に対応する観点から、令和4年12月に成立したFATF勧告対応法の施行や、関係省庁の連携による各種対策の強化にも精力的に取り組んでいます。加えて、拡散金融対策を推進するため、我が国の拡散金融のリスク分析及びリスク低減措置をまとめた「拡散金融リスク評価書」を令和6年3月12日に作成しました。更に、財務局とも連携し、資産凍結等の措置の実効性の確保及びFATF基準の着実な履行のため、「外国為替検査ガイドライン」（注）に基づき、104件の外国為替検査を行いました。

（注）外国為替検査ガイドラインは、検査先が主体的かつ積極的にリスクベースアプローチを踏まえた外為法令等の遵守を促進できるよう、必要な態勢整備等に関する具体的な検査項目が定められています。

【外為法に基づく措置の着実な実施のための取組】

	金融機関における外為法の遵守体制の整備・強化を図るとともに、経済制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を図るため、適切に外国為替検査を実施しました。具体的には、計213の金融機関に対しオフサイト・モニタリングを実施し、これにより把握された金融機関のリスクやロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえ、金融機関に対する外国為替検査を実施しました。 また、外国為替検査等で特定した課題やベストプラクティスについて、金融機関へ周知するとともに、外国為替検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。 上記に関する事項も含め、令和5年度は、経済制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行に係る説明会を16件実施しました。 上記実績のとおり、外為法に基づく資産凍結等の措置を行ったほか、F A T F 基準の着実な履行を図るための取組を推進するとともに、これらの着実な実施のための外国為替検査及び対外的な情報発信を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。							
測定指標 (定量的な指標)	政6-1-4-A-1：外国為替及び外国貿易法に基づく制裁措置の適時実施							
	年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度
	目標値	割合 (%) (b) / (a)	-	100.00	100.00	100.00	100.00	○
	実績値	割合 (%) (b) / (a)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	
		(a) 国連安保理決議等を踏まえた外務省告示を新規発出又は廃止した件数	1	1	3	2	1	
		(b) 外務省告示の整備と同日に財務省告示を整備した件数	1	1	3	2	1	
	(目標値の設定の根拠)							
	制裁措置の適時実施のためには、制裁の対象者等を指定する外務省告示が制定された場合、これに対応し迅速に財務省告示を整備することが重要であるため、上記目標値（割合）を設定しました。							
	(目標の達成度の判定理由及び判断基準)							
	制裁の対象者等を指定するために新規発出された外務省告示1件について、同日中に財務省告示を改正し、外為法に基づく制裁措置を適時に実施したことから、達成度を「○」としました。							
政6-1-4-A-2：外国為替検査の実施状況								
年度		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度	
オフサイト・モニタリングの実施件数	目標値	249	238	238	226	223	○	
	実績値	238	226	223	220	213		

外国為替検査の実施件数	目標値	110	110	90	110	104	○
	実績値	109	15	85	116	104	
(注) オフサイト・モニタリングとは、平成30年の外国為替検査ガイドラインの制定に伴い、これまで実施していた内部監査ヒアリングを改組し、外為法令等を遵守するための内部管理態勢等に係る報告を求めるもの。 (目標値の設定の根拠) 制裁措置の実効性の確保及びF A T F 基準の着実な履行等を進めていくために、外為業務の状況や外為法令等を遵守するための内部管理態勢等を定期的かつ継続的に把握するオフサイト・モニタリングや、外為法令等の遵守状況及び内部管理態勢を検証する立入検査を実施しており、オフサイト・モニタリングの実施件数については、令和3年度の実績を参考に目標値を設定しました。 外国為替検査については、上記オフサイト・モニタリングの結果を活用し、金融機関のリスクプロファイルの評価作業等を行い、こうしたリスク評価の結果やロシアに関する制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、検査計画を策定しています。また、検査を実施するにあたっては、外為検査等で特定した課題について検査の着眼点に追加することなどにより、外国為替検査の実効性を高め、金融機関における外為法等の遵守体制の整備・強化を促進しました。 (目標の達成度の判定理由及び判断基準) 令和5年度のオフサイト・モニタリングの実施件数について、令和3年度の実績値を参考に設定した目標値を形式的に下回りましたが、これは金融機関の統合等によりオフサイト・モニタリングの実施対象となる金融機関が令和3年度から10機関減少したことに起因するものです。すべての対象先である外国送金取扱金融機関に対して実施できたことから、達成度は「○」としました。 また、外国為替検査の実施件数について、目標値を104件としていましたが、実績値は104件となり、目標を達成したことから、達成度を「○」としました。							
政6-1-4-A-3：外為法令等遵守に係る説明会の実施状況							
年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	達成度	○
目標値	12	12	12	12	12		
実績値	15	10	16	13	16		
(目標値の設定の根拠) 外為法令等遵守に係る説明会については、外為業務の取扱を行っている金融機関等に対し、各財務局・業界団体が主催する機会やオンラインを活用して実施しており、引き続き、説明会を月1回程度実施するよう上記目標値を設定しました。 (目標の達成度の判定理由及び判断基準) 外為法令等遵守に係る説明会を適切に実施したことから、達成度を「○」としました。							
施策についての評価	s 目標達成						

令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援に断固たる対応をとるため、G7を始めとする国際社会と協調して以下の措置をはじめ金融制裁を迅速かつ適時に実施しました。

- ・ ロシア及びベラルーシの政府高官を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行や特定の銀行等に対する資産凍結等の制裁措置を累次にわたり実施しました。
- ・ 世界的なエネルギー市場の安定を図りつつ、ロシアのエネルギーによる歳入を減少させるため、一定の価格を超えるロシア産原油及び石油製品の海上輸送等に関連するサービスの提供禁止措置（プライス・キャップ制度）の実効性を高めるために、原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスを強化しました。

また、外為法に基づく金融制裁措置の実効性の確保及びFATF基準の着実な履行等を図るため、外国為替検査においては、金融機関向けの検査指針であった「外国為替検査ガイドライン」を上記態勢整備義務の遵守に向けた考え方・解釈等を含める形で「外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン」として再整理し令和5年11月に公表したほか、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえつつ、金融機関等のリスクに応じ、適切に検査等を実施しました。

国際社会の先行きが極めて不透明であり、必要な政策的対応を事前に見通すことが著しく困難であった中、「ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結措置等を機動的に実施」するにとどまらず、職員一人一人の業務の最大限の効率化を図りながら、

- ・ プライス・キャップ制度の実効性を高めるために、原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることの確認プロセスを強化したことや、
 - ・ 2度の外為法改正に加え、対ロシア制裁等の新たな政策課題の重要性を踏まえた外国為替検査の実施など、制裁の実効性の確保・強化にも精力的に取り組んだこと等、
- 状況の変化に迅速かつ柔軟に対応しました。

以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

政6-1-4に係る参考情報

参考指標1：テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数【再掲（総5-1：参考指標3）】

参考指標2：FATF関連会合への出席回数

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
出席回数	41	55	68	60	71

参考指標3：FATF勧告に係る演習・研修への参加状況

	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加回数	2	2	2	3	2
参加人数	2	14	15	18	17

参考指標 4：マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議の開催回数

	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
開催回数	-	-	2	2	2

施策 政 6－1－5：対内直接投資審査制度の適正な運用			
測定指標（定性的な測定指標）	[主要] 政 6-1-5-B-1：実効性のある対内直接投資審査制度への取組		
	目標	迅速かつ適切に審査を実施するため、国内関係省庁との連携強化や各国当局との情報交換を進めつつ、財務局も含め執行体制の強化を図っていきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） 安全保障と経済を横断する領域で様々な課題が顕在化する中、健全な投資を一層促進しつつ、国の安全等に係る技術などが流出することを防ぐためには、国内関係省庁・海外当局との連携や、財務局のネットワークを活用し、幅広く関係者に対して説明等を行うことを通して、対内直接投資審査制度の実効性を確保することが重要であると考えられるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	関係省庁や各国当局と連携し迅速かつ適切に審査を実施した他、コア業種の対象追加・執行体制の強化など、実効性のある制度の整備・運用に取り組みました。 ・ 対内直接投資審査制度に関して、令和 2 年 5 月に改正法が施行され、国内外の行政機関との間での情報交換連携のための規定を整備しました。改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携しつつ、地方支部局も含めた情報収集・分析・モニタリング等の強化を図るなど、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。 ・ また、実効性のある制度の整備・運用のため、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの対処等の観点から、肥料（塩化カリウム等）、永久磁石、工作機械・産業用ロボット、半導体、蓄電池、天然ガス、金属鉱産物、船舶の部品、金属 3 D プリンターに係る業種について、令和 5 年 5 月、外為法の指定業種のうち、コア業種に追加しました。 上記実績のとおり、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携したほか、実効性のある制度の整備と運用に取り組んだことから、達成度を「○」としました。	
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	対内直接投資審査制度に関して、改正外為法の下で、国内関係省庁や各国当局との情報交換や対内直接投資審査制度に関する協議を行うなど緊密に連携し、対内直接投資の迅速かつ適切な審査の実施に努めました。また、経済安全保障推進法において、安定供給確保のために支援等の対象とすべき「特定重要物資」が指定されたことを受け、サプライチェーンの保全、技術流出・軍事転用リスクへの		

対処等の観点から、半導体製造装置製造業等について外為法の指定業種のうち、コア業種に追加する等、実効性のある制度の整備と運用に取り組みました。

以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。

政 6－1－5に係る参考情報

参考指標 1：我が国への対内直接投資残高【再掲（総 5－1：参考指標 4）】

参考指標 2：対内直接投資にかかる説明会の回数

	令和 5 年度
開催回数	14回

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。
	今後とも、G 7やG 20で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を積極的に行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行っていきます。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えます。
	世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G 7やG 20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献します。
	国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMFによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMFのガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献します。
	ASEAN＋3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMI、DRFを推進しました。また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行いました。
	各国・関連国際機関等との協力、外為法及び「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（平成19年3月31日法律第22号。以下「犯収法」といいます。）の実効性の確保に加え、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策政策会議」を通じた関係省庁間の連携強化を行いつつ、FATF第5次対日相互審査も見据え令和6年4月に策定された「行動計画（2024-2026年度）」に基づく、マネロン等対策に係る政府全体の取組を推進するほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施していきます。更に、令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G 7を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及び特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を引き続き実施していきます。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施していきます。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用していきます。
	また、令和5年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めます。

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る予算額	区 分		令和 3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	778, 652, 050	846, 931, 792	918, 329, 543	1, 016, 558, 268
		補正予算	—	—	—	
		繰 越 等	△14, 962	△129, 128	N. A.	
		合 計	778, 637, 088	846, 802, 664	N. A.	
	執行額（千円）		176, 519, 960	113, 155, 150	N. A.	

(概要)

外国為替等の売買に運用される外国為替資金の運営に必要な経費等です。

(注1) 令和5年度「繰越等」、「執行額」等については、令和6年11月頃に確定するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

(注2) 令和3年度「執行額」については、端数処理に誤りがあったことから、計数を修正している。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）
-----------------------------------	-------------------------

政策評価を行う過程 において使用した資料 その他の情報	外国為替等の状況：国際収支状況、本邦対外資産負債残高、外貨準備等の状況、外国為替資金特別会計の外貨建資産の内訳及び運用収入の内訳等、外国為替平衡操作実施状況（月ベース）、外国為替平衡操作実施状況（日ベース）、オフショア勘定残高、対外及び対内証券売買契約等の状況（財務省ウェブサイト）
-----------------------------------	---

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	G7やG20で合意されている為替相場に関する考え方を踏まえつつ、各国通貨当局等と意見交換を行い緊密な意思疎通を図るなど、外国為替市場の安定に向けた取組を行いました。また、外国為替資金特別会計の保有する外貨資産に関しては安全性及び流動性に最大限留意しつつ、この制約の範囲内で可能な限り収益性を追求する運用を行い、我が国通貨の安定を実現するために必要な外国為替等の売買に備えました。 世界経済の安定と持続的な発展等を目的として、G7やG20等の国際的な政策協調の枠組において積極的に貢献しました。 国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行いました。ウクライナ情勢等に伴う世界経済への様々な影響に留意しつつ、IMFによる脆弱国支援や、二国間及び多国間サーベイランスを通じた国際金融システムの安定の実現に向けた取組を推進するとともに、IMFのガバナンス改革や機能強化の議論に積極的に貢献しました。 ASEAN+3財務大臣・中央銀行総裁プロセスでは、CMIM、AMROの強化及びABMI、DRFを推進していきます。また、ASEAN諸国との二国間金融協力の枠組等を通じて、より密接に率直な意見交換を行っていきます。 各国・関連国際機関等との協力、外為法及び犯収法の実効性の確保に加え、政府一体となってマネロン対策等を進めるべく立ち上げた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融
------------------------	--

	対策政策会議」を通じて関係省庁間の連携強化を行ったほか、マネロン対策等の国の政策の策定や法人の実質的支配者の透明性向上のための取組等を含む３ヵ年の行動計画に沿って政府全体の取組を推進しました。また、F A T F の議論への貢献及び国際的なマネロン対策等の情報を積極的に国内関係者に還元したほか、テロリスト等に係る資産凍結等の措置等を適切に実施しました。更に、令和４年２月以降のロシアによるウクライナ侵略及びベラルーシによる当該侵略の支援といったウクライナ情勢に鑑み、G 7 を始めとする国際社会と緊密に連携して、ロシア及びベラルーシの政府高官等を始めとした個人・団体及びロシア中央銀行を含む特定の銀行に対する資産凍結等の措置等を累次にわたり実施しました。併せて、外国為替業務を行っている金融機関等を対象とするオフサイト・モニタリングの結果を考慮しつつ、外国為替検査を適切に実施しました。更に、改正外為法の関連政省令等の適切な整備や対内直接投資審査制度の内容の周知等を通じ、対内直接投資審査制度を円滑かつ着実に運用しました。 また、令和４年度政策評価結果を踏まえ、国際的な取組への参画及び外国為替資金の運営のため、必要な経費の確保に努めました。
--	--

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課）	政策評価実施時期	令和６年６月
--------------	--------------------------------	-----------------	--------

政策目標 6-2 : 開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための資金協力・知的支援を含む多様な協力の推進

上記目標の概要	新型コロナによるパンデミックと、それに続けて起きたロシアのウクライナ侵略によって、世界経済は大きな転換点を迎え、複雑化する状況の中で多くの困難がもたらされています。このような状況下で、世界経済の中で大きな地位を占める我が国は、自由かつ公正な国際経済社会の実現やその安定的発展に向け、開発途上国における貧困や地球環境問題等の課題への対応を含む国際的な協力を積極的に取り組むことが求められています。 こうした状況に鑑み、我が国の厳しい財政状況や国民のODAに対する見方も踏まえつつ、開発途上国における安定的な経済社会の発展に資するための効果的かつ効率的な資金協力等を実施していきます。国際協力機構（JICA）の有償資金協力や国際協力銀行（JBIC）による支援については、現地の経済社会への貢献等の要素を備える「質の高いインフラ投資」の実現や、デジタル・グリーンなどの成長分野への投資の促進も含め、開発途上国の経済社会の発展を支援していく観点から、重点的に取り組んでいきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用 政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等 政6-2-3：債務問題への取組 政6-2-4：開発途上国に対する知的支援
----------------	---

政策目標 6-2 についての評価結果

政策目標についての評価 S 目標達成

評価の理由	ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsや国際的な枠組を通じた開発途上国における経済社会の発展や課題解決のための支援等に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、全ての施策の評価が「s 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資等の実施を含む取組は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に重要かつ必要です。 ODA等の効率的・戦略的な活用、MDBsを通じた積極的な支援への参画等は、開発途上国の安定的な経済社会の発展に貢献しています。 MDBs及び諸外国との援助協調の推進、官民連携やNGOとの連携の促進、国別開発協力方針の策定等を通じて、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組むなど、業務の効率化に努めています。 （令和5年度行政事業レビューとの関係） アジア開発銀行豊かで強靱なアジア太平洋日本基金（JFPR）への拠出他23事業 国際開発金融機関等への拠出等については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、PDCAサイクルに従い適切に運用し、事業完了後の効果の持続については、継続してモニターすることで、問

	題点があれば改善するよう努めるとともに、広報機能の強化に努めました。(事業番号0026～0046、0048、新23-0002) 独立行政法人国際協力機構（JICA）有償資金協力部門への出資 JICAの有償資金協力については、行政事業レビュー推進チームの所見を踏まえ、有償資金協力事業の戦略的かつ効率的な執行を図るため、「経済財政運営と改革の基本方針2023」等に基づき、関係機関との連携に一層努めました。融資等に係るリスク管理を通じ、JICAの財務の健全性を引き続き維持するように努めました。また、円借款対象事業の事後評価実施における入札手続の透明性・公正性についても、引き続き確保するように努めました。(事業番号0047)
--	--

施策 政6-2-1：ODA等の効率的・戦略的な活用			
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-1-B-1：円借款を通じたODAの効率的・戦略的な活用		
	目 標	円借款等を実施するに当たって、適切な事業規模の確保、他機関との連携及び必要に応じた制度改善等を通じて、その効率的・戦略的な活用を図っていきます。 （目標の設定の根拠） 我が国の経済・財政状況が厳しい中、幅広い国民の理解を得てODAを実施していくためには、効率的かつ戦略的に援助を実施していく必要があるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	JICAを通じて、新興国・開発途上国への着実な支援等を実施するなど、ODAの効率的・戦略的な活用に努めました。 - 政府が平成28年5月に発表した「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、民間投融資の奨励や円借款・海外投融資の迅速化等、他機関との連携を図りながら制度改善を実施してきました。こうした取組を踏まえ、JICAについては、令和5年度中に計8件、約6,541億円（交換公文（E／N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP：用語集参照）による円借款供与や計13件、約3,385億円（承諾額ベース）の海外投融資等をはじめとした着実な支援を実施しました。 - また、令和2年4月に創設した「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」では、令和5年度は計2件、約800億円を供与しました。令和6年3月までに、計23カ国向けに約6,848億円を供与（交換公文（E／N）ベース）し、本制度を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。 - 更に、ロシアによるウクライナ侵略により影響を受け、多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対しては、令和5年に135億円の財政支援借款を供与しました。 上記実績のとおり、ODAの効率的・戦略的な活用に努めたことから、達成度を「○」としました。	○
	[主要] 政6-2-1-B-2：JBICを通じたその他の政府資金（OOF：Other Official Flows）の効率的・戦略的な活用		
	目 標	JBICの機能強化及び他機関との連携を通じて、開発途上国の安定的な経済社会の発展や、地球規模課題の解決に貢献していきます。	達成度

		(目標の設定の根拠) 「開発協力大綱」にも示されている通り、開発協力を実施するに当たって、ODAのみならず、JBICの実施するOOFとの連携を強化し、開発のための相乗効果を高める必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進するため、JBICの機能強化も行いつつ、JBICの実施するOOFを効率的・戦略的に活用しました。 【ファシリティ等を通じた支援】 JBICは、令和5年度において、地球環境保全業務（GREEN: Global action for Reconciling Economic growth and Environmental preservation）で25件、約6,329億円の出融資を承諾するなど、気候変動問題等の地球規模課題の解決に貢献する施策を進めてきました。また、令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和6年3月までに、計226件、約40,067億円の出融資等を承諾しています（GREENとの重複分を含む）。こうしたファシリティを活用し、上述のGREENも含め、日本企業による、脱炭素社会に向けた質の高いインフラの海外展開やその他の海外事業活動、サプライチェーンの確保・再編・複線化等による強靱化を支援することで、新興国や途上国の安定的な経済社会の発展に寄与してきました。 【法令改正による機能強化】 さらに、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和5年4月成立）により、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されるとともに、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられました。 上記実績のとおり、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進したことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成	
評価の理由	JICAについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、適切な事業規模も確保しつつ、世界銀行等の他機関との連携も図りながら、「新型コロナ危機対応緊急支援円借款」の供与をはじめ新興国・開発途上国への支援等を行うなど、円借款等の更なる効果的・戦略的な活用を図りました。 JBICについては、GREENや「グローバル投資強化ファシリティ」を通じて、地球規模課題の解決への貢献や、新興国や開発途上国の安定的な経済社会の発展を促進しました。法改正によって更なる機能強化も進められました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。		

政 6－2－1 に係る参考情報

参考指標 1：開発途上国に対する ODA、OOF 及び PF（民間資金）の実施状況

（単位：百万ドル）

	平成30年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年
ODA	10,064	11,720	13,660	15,765	16,747
ODA 以外の政府資金（OOF）	1,380	313	4,898	591	-682
民間資金（PF）	41,701	42,913	13,309	21,502	37,423
非営利団体による贈与	522	574	606	636	750
資金の流れ総計	53,667	55,519	32,472	38,496	54,238

（注）支出純額（ネット）ベース。暦年。

（出所）財務省ウェブサイト「開発途上国に対する資金の流れ」

(https://www.mof.go.jp/policy/international_policy/reference/financial_flows_to_developing_countries/index.htm)

参考指標 2：円借款実施状況【再掲（総 5－1：参考指標 5）】

参考指標 3：円借款の標準処理期間の達成状況

要請から借款契約調印までに要する「標準処理期間」（9 か月間）の達成率

	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
達成率	63.4%	76.7%	64.3%	52.2%	74.4%

（出所）外務省調 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/keitai/enshakan/tasseiritsu.html>)

参考指標 4：JICA の詳細型事後評価完了案件の分布

令和 5 年度外部評価結果

（総合評価）（注）

レーティング	A（非常に高い）	B（高い）	C（一部課題がある）	D（低い）
総合評価	45%（20 件）	41%（18 件）	14%（6 件）	0%（0 件）

（項目別評価）

	④非常に高い	③高い	②やや低い	①低い
妥当性・整合性	5%（2 件）	91%（40 件）	5%（2 件）	0%（0 件）
有効性・インパクト	7%（3 件）	80%（35 件）	14%（6 件）	0%（0 件）
持続性	14%（6 件）	43%（19 件）	43%（19 件）	0%（0 件）
効率性	7%（3 件）	43%（19 件）	43%（19 件）	7%（3 件）

（出所）財務省国際局開発政策課作成、出典：国際協力機構

（注 1）四捨五入の関係上、合計が一致しない場合がある。

（注 2）国際的基準に基づき、①妥当性・整合性、②有効性・インパクト、③持続性、④効率性について評価を実施したうえで、総合評価を A～D の 4 段階でレーティング（格付）。令和 5 年度は 44 件が総合評価の掲載対象。

参考指標 5：国際協力銀行（JBIC）の出融資保証業務実施状況【再掲（総 5－1：参考指標 6）】

施策	政6-2-2：有償資金協力（国際協力機構（JICA））を通じた支援並びに国際協力銀行（JBIC）及び国際開発金融機関（MDBs）を通じた支援等		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-2-B-1：国際開発金融機関（MDBs）等を通じた支援への参画		
	目 標	世界銀行グループ、アジア開発銀行等のMDBs等の主要ドナーとして、業務運営に積極的に参画していきます。また、IDA20やアフリカ開発基金（AfDF）等の増資で合意された政策が着実に実施されるよう、我が国としても働きかけていきます。	達成度
		（目標の設定の根拠） MDBs等の業務運営に積極的に参画し、我が国のODA政策・開発理念や経験・専門的知見をMDBs等の政策や業務に反映させることで、我が国支援の効果・効率を増大させていくことが重要であるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	我が国は、本年度もMDBsの業務運営政策を決定する理事会等での議論に積極的に参画し、国際保健、質の高いインフラ投資、債務持続可能性、防災、気候変動など、我が国が重視する分野においてMDBsとの連携を進めることで、我が国支援の効果・効率を増大させました。 【国際保健】 - 保健分野では、パンデミックに対する予防・備え・対応（PPR）の強化が重要であるとの考えのもと、令和4年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和5年度に4,000万ドルを拠出しました。また、理事会において令和5年7月の第1回目の支援案件決定等の議論に貢献しました。 - また、日本が重視しているUHCの推進を含む保健システム全体の長期的なレジリエンス強化にリーダーシップをもって取り組むため、「保健システムの変革と強靱化に係るマルチドナー基金（HSTRF）」の設立の際に、創設ドナーとして1,000万ドルを拠出する用意があることを表明しました。 - 他のMDBsにおいても、国際保健の取組を進めており、令和6年3月には、米州開発銀行（IDB）年次総会において、中南米・カリブ地域におけるデジタル化を通じた保健基盤強化に資するため、IDBと世界保健機関（WHO）傘下のパンアメリカ保健機構が主導する「汎アメリカデジタル保健ハイウェイイニシアチブ」に対して最大500万ドルを支援することを表明しました。 【質の高いインフラ投資】 - インフラ分野では、日本の重視する質の高いインフラ投資の考え方をMDBsのプロジェクトに反映させるための取組として、平成28年に設置した世界銀行「質の高いインフラパートナーシップ基金」に、1,000万ドルを追加拠出したほか、世界銀行東京ラーニングセンターと連携し、「都市開発実務者向け対話型研修」を通じて、途上国の政府関係者及び実務者等に対して質の高いインフラ投資に関する日本の優れた知見の共有を行いました。他のMDBsにおいても同様の取組を行っています。 - 更に、MDBsとJICAとの協調融資の枠組においても、質の高いインフラ案件の実施に努めています。令和5年12月には、ADBとJICAの協調融	○

資枠組であるアジアインフラパートナーシップ信託基金（L E A P）の後継として、対象分野の追加等の改善を行い、J I C Aによる最大15億ドルの投融資を活用するL E A P 2を立ち上げました。また、令和6年1月には、I D BとJ I C Aの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（C O R E）」について、有償資金協力の目標額を30億ドルから40億ドルに拡大し、枠組みの有効期限を令和8年から令和10年までに延長しました。

【防災・気候変動】

- ・ 防災分野では、途上国の国家開発計画や投資プログラムにおいて、日本の重視する防災の主流化を支援するため、平成26年2月に世界銀行東京事務所に設置された「世界銀行東京防災ハブ」に1,800万ドルを追加拠出しました。東京防災ハブでは、自然災害が多く、日本との関係が密接なアジア諸国を中心に、地震、津波、洪水等の対策に日本の知見・技術を活用した支援を実施しています。例えば、令和5年度にモロッコやアフガニスタンで発生した地震等に対しては、災害発生後速やかに、復旧・復興計画の策定に不可欠な災害による経済被害を評価する「グローバル災害被害迅速判定（G R A D E手法）」を通じた支援が行われました。
- ・ 気候変動分野でも、各M D Bと連携して、取り組みを進めています。日本が最初のドナーとして貢献しているA D Bのエネルギー・トランジション・メカニズム（E T M）は、第1号案件の実施に向けて関係者間での覚書が締結されるなど、取組が進んでおります。さらに、令和5年5月のA D B総会において立ち上げが発表された、気候変動対応のためのA D Bによる新規融資を加速させる取組であるアジア・太平洋革新気候変動金融ファシリティ（I F - C A P : Innovative finance Facility for Climate in Asia and Pacific）に設立パートナーの1か国として資金貢献する方針を表明しました。また、高排出インフラの早期退役の加速化と、再生可能エネルギー及び関連インフラへの投資等のための支援をドナー国が連携して実施するインドネシアにおける公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership : J E T P）において、A D Bの日本信託基金を通じて、事務局の設置を支援するなど、共同リード国として米国とともに議論を主導しています。
- ・ さらに、低・中所得国がクリーンエネルギー関連製品の中流（鉱物の精錬・加工）及び下流（部品製造・組立）において、より大きな役割を果たせるよう協力する新たなパートナーシップ「強靱で包摂的なサプライチェーンの強化」（Resilient and Inclusive Supply-chain Enhancement : R I S E）の策定を主導し、同志国や世界銀行とともに立ち上げました。創設ドナーとして計2,500万ドルの貢献を表明し、そのうち500万ドルを令和6年3月に拠出しました。
- ・ 加えて、令和5年11月には、C O P 28において、グリーンで気候変動に強靱なインフラプロジェクトへの民間資金動員を図るべく、アフリカ開発銀行（A f D B）が主導し、立ち上げたグリーンインフラ向け支援基金（The

	Alliance for Green Infrastructure in Africa : A G I A) について、気候変動に脆弱なアフリカ諸国を支援し、ひいては国際社会全体での 1.5℃目標達成に貢献するため、創設ドナーとして 1,000 万ドルの拠出を表明しました。 こうした分野別の取組に加え、M D B s の主要出資国として、業務運営に積極的に参画し、我が国が重視する分野が重点政策に位置づけられるよう努めました。 ・ 中南米・カリブ地域の国際開発金融機関である米州開発銀行（I D B）グループでは、同地域の地球規模課題等への膨大な資金需要に対応するため、さらなる民間資金動員等を目的に、民間セクター支援を行う米州投資公社（通称：I D B Invest）の増資およびスタートアップや新しいビジネスの支援を行う多数国間投資基金（通称：I D B Lab）の資金補充が、令和 6 年 3 月の年次総会において合意されました。我が国は、I D B Invest における域外国理事の増加などのガバナンス強化の確保、I D B Lab における一部の国の未払い問題の解決などを主導しながら、積極的に議論に参画することで、それぞれの増資および資金補充の成立に貢献し、同地域への支援強化の実現に大きく貢献しました。 ・ さらに令和 5 年 12 月に合意された、中東欧等の民間セクター支援を行う欧州復興開発銀行（E B R D）のウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第 2 位の出資国として、参画しています。 ・ また、世界銀行グループで低所得国向け支援を行う国際開発協会（I D A）においては、今後行われる第 21 次増資（I D A 21）に向け、また、アジア開発銀行（A D B）のアジア・太平洋地域の低所得国への支援を行うアジア開発基金（A D F）においては、第 13 次財源補充（A D F 14）に向け、加盟国間で議論が行われ、国際保健や地域連結の促進等の我が国が重視する分野が重点政策に位置付けられるよう積極的に議論に参加しました。 また、気候変動やパンデミック等の国境を越える課題により、貧困が深刻化し、不平等も拡大する中、世界銀行をはじめとする M D B s において、地球規模課題への対応強化（M D B 改革）や開発資金ニーズの増加に対応するための既存資本の活用といった取組（C A F レビュー）が進められています。我が国は、令和 5 年 10 月の世界銀行・I M F 合同開発委員会で表明した、融資余力を拡大するための新たな金融手法である世界銀行のポートフォリオ保証プラットフォーム等に対する貢献などを通じて、各 M D B や G 7 ・ G 20 等におけるこれらの議論を積極的に主導してきました。 その他、M D B s における日本人職員の採用も推進しています。 A D B 総裁、世界銀行グループの多数国間投資保証機関（M I G A）長官、世界銀行開発金融担当副総裁（所掌事項には国際開発協会（I D A）増資を含む）等、日本人は様々な M D B s で幹部として貢献しています。日本政府としては、M D B s において、日本人職員が一層活躍することを目指し、各 M D B と協力し	
--	---	--

		ながら、採用決定権を持つ採用担当者が参加するリクルートミッションの実施を求め、日本国内の採用活動の実施を促すなど、日本人採用の促進に積極的に取り組んでいます。令和5年度には、世界銀行やADBにおいて、リクルートミッションが行われたほか、令和5年10月には、ADB、AfDB、EBRD及びIDBが上智大学との共催の形で、「RDBs・ジョイントキャリアセミナー」を開催し、4機関の事業内容や日本人職員の活躍ぶりを説明するなど、MDBs横串での取組も行われました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	
政6-2-2-B-2：UHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた戦略的な取組への積極的な参画			
	目 標	我が国が国際的取組を先導しているUHCの実現に向けた議論や、パンデミックへのPPRの強化に向けた議論に積極的に参画していきます。 （目標の設定の根拠） 開発途上国等の持続的な経済社会の発展のためには、UHCの実現やパンデミックへのPPRの強化が重要であり、その観点から、議論への積極的な参加とUHC実現・パンデミックへのPPRの強化に向けた取組の推進が必要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	UHCは、持続可能な開発目標（SDGs：用語集参照）のターゲットの一つとして挙げられています。 UHCの推進に当たって、財務省はMDBsの主要ドナーとして、世界銀行等と共同して、開発途上国におけるUHC達成の推進に積極的に取り組んできました。 また、G7やG20等の国際場裡においても、UHCの推進やパンデミックへのPPR強化の議論を先導しています。令和5年の日本議長下のG7においては、「財務・保健の連携強化及びPPRファイナンスに関するG7共通理解」を取りまとめ、財務・保健の更なる連携強化の重要性を確認するとともに、パンデミック発生時の「対応」のため、必要な資金を迅速かつ効率的に供給する、「サージ・ファイナンス」の枠組について「G20財務・保健合同タスクフォース」等と共に検討を進めることに合意しました。これを踏まえ、G20における議論にも積極的に貢献しました。 また、令和4年に世界銀行に設立された「パンデミック基金」に、令和5年度に4,000万ドルを拠出しました。また、理事会において令和5年7月の第1回目の支援案件決定等の議論に貢献しました。 加えて、令和5年9月には途上国に対しPPRの向上を支援するため、新たな円借款制度を創設し、途上国政府による公衆衛生危機への予防・備えと危機発生時の機動的な対応を一体的に支援することを可能としました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	○
政6-2-2-B-3：気候変動対策及び地球環境保全に向けた議論への積極的な参画			
	目 標	G7やG20等の国際会議や、我が国が主要な抛出国となっている地球環境ファ	達成度

		シリティ（Global Environment Facility：G E F）、気候投資基金（Climate Investment Funds：C I F）及び緑の気候基金（Green Climate Fund：G C F）の運営、また米国とともに共同リード国として取り組む公正なエネルギー移行パートナーシップ（Just Energy Transition Partnership：J E T P）に係る議論等に積極的に参画していきます。	
		（目標の設定の根拠） 気候変動及び地球環境問題に対する必要な援助を引き続き提供することにより、開発途上国における気候変動対策及び地球環境保全を支援するため、議論に積極的に参画する必要があるためです。	
	実績及び目標の達成度の判定理由	各基金の意思決定機関である評議会（G E F）、運営委員会（C I F）、理事会（G C F）の会合や、令和5年12月に開催されたC O P 28でのG E FとG C Fに関する事項についての会合に出席し、各基金の運営に係る議論に積極的に参画するとともに、ロス&ダメージに対応するための新たな基金に関連し、具体的な基金の設置方法等についての勧告を行う移行委員会への出席等を通じ、特に技術的な観点からの知見を提供するなど、新規立上げに向けた貢献を行いました。 また、J E T Pにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導しています。 このほか、E T MやI F－C A P等、A D Bにおいて進められているアジア・太平洋地域の気候変動対応を支援する取組にも積極的に参画しています。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	○
	政6-2-2-B-4：ロシアによるウクライナ侵略による影響を受けている国々への支援【新】		
	目 標	我が国の厳しい財政事情も踏まえつつ、G 7や国際機関をはじめとする国際社会と一層緊密に連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行っていくため、必要となる施策を講じていきます。また、ウクライナの復興も見据え、民間資金の動員に向けた取り組みも行っていきます。 （目標の設定の根拠） 令和4年2月以降のロシアによるウクライナ侵略は、世界経済に多くの困難をもたらしており、G 7や国際機関をはじめとする国際社会と連携しながら、ウクライナ及び周辺国、ロシアによるウクライナ侵略の影響を受けている脆弱国の支援を行うことが重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	【M D B s】 令和5年4月の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の改正により、世界銀行に設けられる基金に対して国債を拠出することで、世界銀行によるウクライナ向け融資への信用補完を通じた財政支援を行うことが可能となりました。これを受け、令和5年6月に、世界銀行のウクライナ復旧・復興基金（A D V A N C E）に対して、国債を拠出し、信用補完を行うことで、令和6年3月までに50億ドルの世界銀行によるウク	○

		ライナ向け融資を実現しました。なお、世界銀行の融資については、利払いスケジュールの調整による足元の利払い負担軽減を通じて、同国の流動性の確保にも取り組んでいます。 - これに加え、4.7億ドルを世界銀行のP E A C E信託基金に拠出し、同国の政府機能維持や非軍事の公共サービスの提供のための財政支援も実施しました。 - 復旧・復興に向けては、民間セクターの役割も重要であり、我が国は、日本が第1号ドナーとして貢献している、多数国間投資保証機関（M I G A）のウクライナ復興・経済支援（S U R E）信託基金を通じて、保証の仕組みを活用することでウクライナの民間セクターの活動の支援に取り組んでいます。令和5年度において、日本は本基金に、合計1,300万ドルを追加拠出し、最大ドナー国となりました。また、民間セクター支援を行う国際金融公社（I F C）の投融資や技術支援等を活用した支援を行うべく、I F Cの包括的日本信託基金にウクライナ・ウィンドウを新設し、700万ドルを拠出しました。加えて、令和5年12月に合意された、E B R Dのウクライナの復旧・復興支援目的の増資にも、我が国は同銀行への第2位の出資国として、参画しています。 - また、周辺国支援の一環として、国際復興開発銀行（I B R D）に供与した円借款を活用し、グローバル譲許的資金ファシリティ（G C F F）を通じて、多くのウクライナ避難民を受け入れるモルドバに対し、世界銀行への金利支払い負担軽減のため、約1,700万ドルの支援を実施しました。 【J B I C】 令和6年2月、日ウクライナ経済復興推進会議が東京で開催され、国際協力銀行と黒海貿易開発銀行によるウクライナ及び周辺国向けのツーステップローン供与に向けたMOUの締結などの成果を得ました。 なお、株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号）の一部改正法（令和5年4月成立）により、国際協調によるウクライナ復興支援への参画のための措置が講じられています。 【J I C A】 令和5年8月に実施した日ウクライナ財務協議を踏まえ、J I C Aを通じて、関税分野や国税分野での行政能力強化に関する技術協力の準備を開始しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	
施策についての評定		s 目標達成	
評定の理由	M D B sを通じた支援に関しては、M D B sの業務運営についての議論に積極的に参画し、我が国が開発政策において重点政策と位置付けるテーマをM D B sの政策に反映させるとともに、そうした分野における日本とM D B sの間の連携を深めることができた他、G 7やG 20、各M D Bにおいて行われた地球規模課題への対応強化のためのM D B改革の議論にも積極的に貢献しました。		

	新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、財務・保健当局の連携を通じたパンデミックへのPPRの強化やUHCの推進に向けて、関係省庁や国際機関と連携しつつ、積極的にG20等の国際的な議論を主導しました。 国際社会が一丸となった取り込むべき分野である地球環境保全・改善への取組として、GEFやGCF等の多国間の資金メカニズムの運営等の議論に積極的に参画し、業績指標の目標値を達成しました。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップ立上げのための議論を主導し、気候変動対策の進展に貢献しました。このほか、ETMやIF-CAPといったADBにおける取組に積極的に参画しました。 ウクライナ支援については、MDBsの知見を活用しつつ、膨大な支援ニーズに応えるため、昨年の法改正により可能となった世界銀行を通じた財政負担の観点での支援を含め、国際社会全体としての支援に貢献しました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評定を「s 目標達成」としました。
--	--

政6-2-2に係る参考情報

参考指標1：国際開発金融機関（MDBs）に対する上位出資国とシェア

（単位：％）

	世界銀行グループ			
	国際復興開発銀行（IBRD）	国際開発協会（IDA）	国際金融公社（IFC）	多数国間投資保証機関（MIGA）
日本	7.6%（2位）	16.7%（2位）	8.0%（2位）	5.1%（2位）
1位	米 16.6	米 19.2	米 19.2	米 18.4
2位	日 7.6	日 16.7	日 8.0	日 5.1
3位	中 5.9	英 12.1	独 5.3	独 5.0
4位	独 4.5	独 9.9	英・仏 4.8	英・仏 4.8
5位	英・仏 4.1	仏 7.1	-	-

	アジア開発銀行	
	通常資本（OCR）	アジア開発基金（ADF）
日本	15.6%（1位）	38.5%（1位）
1位	日・米 15.6	日 38.5
2位	中 6.4	米 13.2
3位	印 6.3	豪 8.2
4位	豪 5.8	加 5.9
5位	-	独 5.6

	米州開発銀行グループ		
	米州開発銀行		米州投資公社（IIC）
	米州開発銀行（IDB）	多数国間投資資金（MIF）	
日本	5.0%（域外国中1位）	33.7%（1位）	3.7%（域外国中4位）
1位	米 30.7	日 33.7	ブラジル 13.5
2位	ブラジル 11.2	米 32.1	米 13.2
3位	アルゼンチン 11.2	スペイン 7.0	アルゼンチン 11.7
4位	メキシコ 7.2	韓 3.6	メキシコ 7.5
5位	日 5.0	中 3.0	中 5.9

	アフリカ開発銀行グループ					欧州復興開発銀行
	アフリカ開発銀行 (A f D B)		アフリカ開発基金 (A f D F)			
日本	5.4%（域外国中 2 位）		10.0%（域外国中 4 位）		日本	8.6%（ 2 位）
1 位	ナイジェリア	8.6	米	11.0	1 位	米 10.1
2 位	米	6.5	英	10.7		
3 位	エジプト	6.0	独	10.5		
4 位	日	5.4	日	10.0		
5 位	アルジェリア	5.0	仏	10.0	2 位	日・英・独・仏・伊 8.6

(出所) 各機関年次報告書等 (令和 5 年度末時点の最新版)。

参考指標 2 : 国際開発金融機関 (MDBs) 等に対する拠出金

(単位 : 億円)

	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
MDBs	240.5	615.6	440.1	824.7	1032.3
世界銀行グループ	150.1	347.7	270.5	710.0	883.0
アジア開発銀行	64.8	234.0	132.9	69.1	94.2
米州開発銀行	13.3	18.8	20.5	18.4	20.6
アフリカ開発銀行	5.5	5.7	6.2	8.3	25.8
欧州復興開発銀行	7.0	7.1	9.9	18.9	8.8
IMF 拠出金	37.3	312.8	112.1	178.7	43.7
合計	277.8	926.0	555.2	1003.5	1076.0

(出所) 国際局開発機関課及び国際機構課調

参考指標 3 : 国際開発金融機関 (MDBs) の活動状況

世界銀行 (セクター別融資等承諾額)

(単位 : 億ドル)

	令和元年	2 年	3 年	4 年	5 年
農業・漁業・林業	38.2	37.5	41.7	76.2	83.5
教育	36.4	51.7	56.0	34.3	37.0
エネルギー・採取産業	63.2	52.7	61.8	67.7	102.6
金融セクター	31.7	42.4	57.4	32.2	54.6
保健	34.1	82.8	64.5	105.2	53.9
産業・貿易・サービス	43.2	49.2	52.0	42.3	46.1
情報通信技術	13.9	20.9	19.2	17.5	23.2
行政	84.4	85.5	112.4	126.8	172.4
社会的保護	42.8	89.7	111.5	82.4	73.5
運輸	31.9	34.6	46.4	82.0	35.5
水・衛生・廃棄物処理	31.4	36.5	42.6	41.4	46.1
合計	451.2	583.4	665.5	708.0	728.2

(出所) 世界銀行年次報告書

(注 1) 世界銀行の年度は、前年 7 月 1 日～当年 6 月 30 日。

(注 2) 国際復興開発銀行 (IBRD) 及び国際開発協会 (IDA) の合計。

アジア開発銀行（セクター別融資等承諾額）

（単位：億ドル）

	令和元年	2年	3年	4年	5年
農業・天然資源	22.7	12.8	14.9	22.2	32.3
エネルギー	26.3	42.9	18.4	14.5	22.3
金融	21.6	46.1	41.2	56.9	36.1
産業・貿易	5.8	22.2	7.2	2.4	6.6
教育	11.3	10.7	9.8	8.0	13.9
保健・社会保障	6.4	35.1	58.8	8.2	22.8
給水・衛生・廃棄物処理	12.2	18.6	19.9	11.0	19.2
運輸・通信	80.8	31.8	34.5	44.3	47.8
公共政策	29.5	95.6	22.9	37.3	33.5
多目的	0	0.1	0.1	0.1	0.1
合計	216.4	315.9	227.6	204.7	235.4

（出所）アジア開発銀行年次報告書等

（注1）アジア開発銀行の年度は、1月1日～12月31日。

（注2）アジア開発基金分を含む。

MDBsにおける日本人職員数等

		世界銀行 グループ	アジア 開発銀行	米州開発銀 行グループ	アフリカ 開発銀行	欧州復興 開発銀行
日本人職員数	（令和4年度）	242	134	22	12	20
	（令和5年度）	242	133	22	10	22
日本人幹部職員数（令和5年度）		6	32	3	3	2
日本人比率（令和5年度）		2.7%	9.5%	1.0%	0.7%	0.8%

（出所）各機関資料、理事室調べ

（注1）各機関の会計年度末（世界銀行グループは6月末、その他MDBsは12月末）の数値。

（注2）世界銀行グループについては、統計資料の都合上、令和5年度より日本人職員の定義を変更。それに伴い、令和4年度の数値も遡及改訂。

参考指標4「円借款実施状況」【再掲（総5－1：参考指標5）】

参考情報

（1） JICA円借款業務

イ JICA円借款の供与実績

令和5年度の円借款業務は、アジア地域を中心に、全体で21,117億円の円借款供与を決定しました。円借款供与は、インフラシステム海外展開戦略2025等の趣旨も踏まえ、日本の優れた技術・ノウハウをできるだけ活用しつつ、アジアを始めとする開発途上国の経済開発等を支援できるよう取り組みました。アジア地域に対する円借款供与額は約15,963億円で、円借款供与総額の約73%であり、主な供与国は、インド、バングラデシュ、及びフィリピンでした。

ロ MDBsとの協調融資

我が国は、世界銀行やアフリカ開発銀行等のMDBsの専門性と豊富な現地ネットワークを活用するため、円借款とMDBsの協調融資を行っています。

① EPSAイニシアティブ

我が国は、これまで、アフリカの持続可能で包摂的な成長のため、アフリカにおける民間セク

ター開発を包括的に支援しており、令和元年8月に開催されたT I C A D 7においては、アフリカ開発銀行との共同イニシアティブE P S A 4（エプサ：Enhanced Private Sector Assistance for Africa）を表明しました。

この枠組の下、借入国の債務持続可能性に十分配慮しつつ、質の高いインフラの整備等を通じ、アフリカにおける民間主導の経済成長を推進しています。

② I D B協調融資スキーム（C O R E）

中南米地域における質の高いインフラ投資を支援するため、I D Bと協調融資を行う枠組として、平成24年以降、C O R E（コア：Cofinancing for Renewable Energy and Energy Efficiency）を推進しています。

借入国の債務の持続可能性に十分配慮しつつ、令和3年3月の改定（名称もCofinancing for Renewable Energy and Energy EfficiencyからCooperation for Economic Recovery and Social Inclusionに変更）以降は、これまで支援してきた再生エネルギーなどの分野を中心とした質の高いインフラ投資に加え、保健・防災への取組も重視しているほか、I D B Invest・I D B Labとの協力も推進しています。令和6年1月には、I D BとJ I C Aの協調枠組みである「中南米・カリブ地域の経済回復及び社会包摂協力を目指すパートナーシップ枠組み（C O R E）」について、有償資金協力の目標額を30億ドルから40億ドルに拡大し、枠組みの有効期限を令和8年から令和10年までに延長しました。

③ 新型コロナ危機対応緊急支援円借款

令和2年度に創設し、令和3年度に拡充した本借款において、多くの案件でM D B sとの協調融資を通じて、開発途上国における新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済の維持・活性化を支援しました。

（2） J I C A海外投融資業務

J I C Aの海外投融資は、開発途上国において、民間企業等が行う開発効果の高い事業であり、かつ、一般の金融機関だけでの対応が困難な場合に、「出資」と「融資」という2つの資金面から支えるものです。令和5年度は、開発効果の高い案件の着実な実施、実施体制や案件選択の方法等について随時レビュー等に努めました。

参考指標5「国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況」【再掲（総5－1：参考指標6）】

参考情報

国際協力銀行（J B I C）業務に関しては、民業補完の原則の下、我が国にとって重要な資源の海外における開発・取得の促進や我が国の産業の国際競争力の維持・向上、地球温暖化の防止等の地球環境の保全を目的とする海外事業の促進、国際金融秩序の混乱の防止・その被害への対処に努めており、令和5年度のJ B I C出融資および保証の承諾額合計は約20,379億円でした。

参考指標6：国際協力銀行（J B I C）によるサムライ債発行支援の実績（令和5年度）

（単位：億円）

支援形態	発行体	サムライ債発行額
保証	ポーランド共和国政府系金融機関	930
一部取得	インドネシア共和国政府	207

施策	政 6－2－3：債務問題への取組		
測定指標（定性的な指標）	[主要] 政6-2-3-B-1：債務に関する諸問題についての議論への積極的な参画		
	目 標	債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、積極的に議論に参画していきます。また、G7やG20等の国際的枠組において、我が国は、債権国に対する債権データの国際機関への共有に係る働きかけを通して、債務の透明性・正確性の向上に引き続き取り組んでいきます。 （目標の設定の根拠） 新興援助国や民間からの資金流入の増大等、開発途上国への資金流入状況が変化している中で、開発途上国の債務持続可能性を確保するために積極的に議論に参画していくことや、債権国による債務の透明性・正確性向上への協力が重要であるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	【債務透明性・債務持続可能性確保の取組】 債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保に向けた、債務者及び公的・民間の債権者双方による協働が必要との認識の下、IMF・世界銀行やG7・G20、パリクラブ等の国際的枠組における議論に、以下の通り積極的に参画しました。 ・ G20やパリクラブにおいて、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。令和6年3月には、全てのパリクラブ債権国は、HIPIC（重債務貧困国）イニシアティブの下、ソマリアに対する債務削減の供与に合意しました。 ・ また、IMF等の信託基金（「決定のためのデータ基金」）等に拠出し、債務国の債務管理能力の構築に向けた技術支援等の実施に向けた取組に貢献しました。 ・ さらに、G7において、債権国が世界銀行に債権データを共有し、データ突合を実施して正確な債務データを確保する取組を、G7議長国として日本が主導し、初期段階で計65億ドルに上るデータギャップの特定に貢献するとともに、G20においては、国際金融機関への債権データ共有状況に関する確認作業に参加し、債務の透明性・正確性の向上に大きく貢献しました。 【「共通枠組」及びその他債務再編プロセス等への積極的参画】 ・ G20及びパリクラブは、令和2年11月にG20及びパリクラブが合意した、「債務支払猶予イニシアティブ（DSSI）」対象国に対する債務救済を行うにあたっての「DSSI後の債務措置に係る共通枠組」（以下、「共通枠組」）について、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現を目指し、具体的な債務措置に向けた議論に積極的に参画しました。「共通枠組」の下での債務再編は、令和5年10月に、ザンビア政府との間で覚書について合意し、令和6年1月には、ガーナ政府との間で債務再編にかかる基本合意に到達する等の進展がありました。これらの一連の議論への積極的な参加を通じ、債権国の一員として	○

	プロセスの進展に貢献しました。 - また、「共通枠組」対象外の中所得国、とりわけスリランカの債務問題については、パリクラブメンバーに加え、非パリクラブ国と協調した形で債権国会合を創設し、インドやフランスとともに当該会合の共同議長として債務再編を主導した結果、令和5年11月に債権国会合とスリランカ政府との間で債務再編条件の基本合意に至りました。 - 更に、IMF・世界銀行が主催する債務問題に関するラウンドテーブルに参加し、国際金融機関・官民債権者・債務国等の全ての主要な関係者が、建設的な態度で議論に臨み、債務問題への理解が促進されるよう、努めました。 - 昨年、我が国を含む公的債権国グループは、ウクライナの公的債務の支払猶予を供与し、令和5年12月に、当該支払猶予期限を令和5年末から令和9年3月末まで延長することに合意しました。 上記実績を踏まえ、達成度を「○」としました。	
--	---	--

施策についての評価	s 目標達成
------------------	---------------

評価の理由	我が国は引き続き、IMF・世界銀行、G7・G20やパリクラブ等の国際的枠組における議論に積極的に参画するとともに、債権国が世界銀行に債権データを共有する取組みをG7議長国として主導し、初期段階で計65億ドルに上るデータギャップの特定に貢献しました。また、G20においては、国際金融機関へのデータ共有状況に関する確認作業に参加するなど、債務透明性の向上、貸付慣行の改善に向けた取組に積極的に貢献しました。 パリクラブにおいては、途上国の累積債務問題の解決に向け、積極的な発言を行うとともに情報収集に努めました。また、2024年3月には、全てのパリクラブ債権国は、HIPC（重債務貧困国）イニシアティブの下、ソマリアに対する債務削減の供与に合意しました。更に、「共通枠組」のプロセスの進展に貢献するとともに、「共通枠組」対象外の中所得国であるスリランカについては、インドやフランスとともに共同議長として非パリクラブ国と協調した形で同国の債務再編を主導し、債務再編条件の基本合意に至りました。引き続き、覚書の早期署名に向けて、主導してプロセスを進めています。 以上のとおり、測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。
--------------	---

施策	政 6－2－4：開発途上国に対する知的支援						
測定指標（定量的な指標）	[主要]政6-2-4-A-1：知的支援に関する研修・セミナー参加者の満足度（研修・セミナーを「有意義」以上と回答した者の割合） （単位：％）						
	年 度	令和元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	達成度
	目標値	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	95.0以上	○
	実績値	99.0	99.0	99.6	99.1	99.8	
	（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調 （注1）研修・セミナーの参加者を対象に実施するアンケート調査で「非常に有意義」、「有意義」、「普通」、「あまり有意義ではない」、「有意義ではない」の回答項目の内、研修・セミナーの総合的な評価に対して「非常に有意義」、「有意義」、と回答した者の割合。 （注2）数値（割合）はそれぞれの研修・セミナーのアンケート調査で得られた数値を単純平均したもの。						

	(目標値の設定の根拠) 知的支援の効果・有効性の向上を一層図っていく観点から目標値を「95.0以上」としています。 (目標の達成度の判定理由) 目標値である95%を達成しているため、達成度は「○」としました。
	施策についての評価 s 目標達成
評定の理由	財務省関税局・税関では、後掲のとおり開発途上国の税関職員に対して、支援ニーズを的確に把握した上で、WCO（世界税関機構：用語集参照）等とも連携しながら、オンライン方式も併用し、技術支援を実施しました。 財務総合政策研究所では、令和5年度は、4年ぶりに対面形式でのセミナー等を実施する一方、オンライン方式の利点も活かして、オンライン方式も積極的に併用して効率的にセミナー等を実施しました。また、講義内容に関しても、国際的な議論が活発な論点のみならず、できるだけ参加者の関心に沿う内容とするなどの工夫を行い、効果的な支援の実現を目指しました（参考指標参照）。 実施に当たっては、相手国の要望に即した内容となるように事前に相手国の政策・実務担当者、在外公館の財政経済担当者及び長期派遣されているJICA専門家等との意見交換を十分に行うとともに、事後のアンケート・意見交換に基づき、内容の見直しに努め、測定指標の目標値を達成しました。 以上のとおり、測定指標が「○」であるため、当該施策の評価は、上記のとおり、「s 目標達成」としました。

政6-2-4に係る参考情報

【財務総合政策研究所による知的支援】

		令和5年度の実施状況
受入研修	財政経済セミナー	開発途上国の財政・経済の政策運営の中心となる人材を育成することを目的として、日本と社会・経済的に関係の密接なアジアを中心とした開発途上国の財務省等の若手幹部候補生を受け入れ、日本にてセミナーを実施するものです。令和5年度は4年ぶりに対面形式のセミナーを提供しました。
	中央アジア・コーカサスセミナー	中央アジア・コーカサス地域の市場経済移行国に対する人材育成を目的として、ウズベキスタン金融財政アカデミーの学生のほか、アゼルバイジャン、ジョージア、キルギス、タジキスタン、トルクメニスタン及びウズベキスタンの財務省職員等を受け入れるものです。令和5年度は4年ぶりに対面形式のセミナーを提供しました。
専門家派遣	カンボジア中小企業金融支援	令和5年6月、カンボジア中小企業銀行に対し、人材育成及び融資審査能力の向上を目的とした技術協力の覚書を締結しました。当覚書に基づき、令和5年6月及び11月にプノンペンへ専門家を派遣し、融資審査に関するセミナーを実施しました。
	PR I-UMOE F-BFA合同セミナー	令和6年3月、ウズベキスタン経済財務省（UMOE F）及びウズベキスタン金融財政アカデミー（BFA）との合同セミナーを、オンライン及び対面方式の併用で開催し、財務総研から、UMOE F職員及びBFA学生等に対する講義を実施しました。

【財務省関税局による知的支援】

		令和5年度の実施状況
受入研修	二国間援助経費	・ ASEANやアフリカ等の開発途上国の税関職員に対して、関税評価や研修管理等の分野において、相手国の支援ニーズに即した技術支援を実施しました。
	JICAプログラム	・ JICAと協力して、開発途上国の税関職員を対象に、主に日本の関税行政の全般的な知識の修得を目的とした課題別研修「税関行政」等を実施しました。
	WCOプログラム	・ WCOに加入している開発途上国の税関職員を対象に、WCO事務局における理論研修及び我が国における実務研修等を実施しました。 ・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、開発途上国の税関職員の技術的な能力向上に資する地域ワークショップを実施しました。
専門家派遣	二国間援助経費	・ ASEANや南西アジア等の開発途上国の税関職員に対して、事後調査等の分野において、オンラインによる方式も併用し、相手国税関の実情に即した技術支援を行いました。
	JICAプログラム	・ カンボジア関税消費税総局、マレーシア関税局、フィリピン関税局、ラオス関税局、ミャンマー関税局、タイ関税局へ長期専門家を派遣しました。また、派遣された長期専門家と連携し、相手国の支援ニーズを把握した上で、オンラインを併用したワークショップ開催等の技術支援を行いました。
	WCOプログラム	・ WCO事務局及びWCOアジア・大洋州地域キャパシティ・ビルディング事務所と協力して、WCOが実施する地域ワークショップ等への専門家の参加を介して、日本の経験共有等を行いました。 ・ WCOが、JICAの協力を得て実施する西部アフリカ、東・南部アフリカ諸国及び太平洋島嶼国の税関職員を対象とする教官養成プログラム（マスタートレーナープログラム）のもとで開催されたワークショップ等に専門家を派遣し、技術支援を行いました。

参考指標：研修・セミナー等の実施状況（財務総合政策研究所・関税局）

〔受入研修・セミナーの実績〕

（単位：件、人）

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
案件数	財務総研	3	0	2	4	5
	関税局	24	3	9	21	28
	合計	27	3	11	25	33
受入人数	財務総研	38	0	17	416	180
	関税局	229	20	182	218	316
	合計	267	20	199	634	496

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の受入研修はすべてオンラインで実施し、令和4年度及び5年度も一部オンラインで実施した。

〔専門家派遣の実績〕

（単位：件、人）

		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
案件数	財務総研	7	5	0	2	3
	関税局	45	34	51	46	54
	合計	52	39	51	48	57
派遣人数	財務総研	29	31	0	9	16
	関税局	100	76	133	111	114
	合計	129	107	133	120	130

（出所）財務総合政策研究所、関税局参事官室（国際協力担当）調

（注1）専門家派遣には現地セミナーを含む。関税局分には税関、税関研修所、関税中央分析所を含む。

（注2）新型コロナウイルス感染拡大により令和2年度及び令和3年度の専門家派遣はすべてオンラインで実施し、令和4年度及び5年度も一部オンラインで実施した。

評価結果の反映	以下のとおり、上記の政策を引き続き実施します。 関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みます。 JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進していきます。 JBICに関しては、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進していきます。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国としてMDBsの業務運営及びG7・G20等における議論に積極的に参画していきます。 新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の教訓を踏まえ、パンデミックへの予防・備え及び対応（PR）を含む、強靱で持続可能な保健財政枠組構築のための、財務・保健当局の連携強化やUHCの達成に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画していきます。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画していきます。また、JETPにおいて、インドネシアを対象としたパートナーシップの共同リード国として米国とともに議論を主導していきます。 債務持続可能性を脆弱なものとする非譲許的借入の増加等、開発途上国が直面する債務に関する諸問題に関し、債務透明性の向上及び債務持続可能性の確保が重要との認識の下、IMF、世界銀行、G20やパリクラブ等の国際的枠組において、開発途上国からの要請に基づく「共通枠組」の実施をはじめ、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、積極的に議論に参画していきます。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施していきます。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施していきます。 また、令和5年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和7年度予算において、必要な経費の確保に努めていきます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に係る 予算額	区 分		令和3年度	4年度	5年度	6年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算	78,015,440	77,806,694	82,813,243	83,435,692
		補正予算	26,983,471	72,522,504	76,544,732	
		繰越等	—	—	N. A.	
		合 計	104,998,911	150,329,198	N. A.	
	執行額（千円）	104,686,105	150,127,186	N. A.		

（概要）

アジア開発銀行等拠出経費などの経済協力に必要な経費です。

（注）令和5年度「繰越等」「執行額」等については、令和6年11月頃に確定するため、令和6年度実績評価書に掲載予定。

政策目標に関係する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2022（令和4年6月7日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定） 開発協力大綱（令和5年6月9日閣議決定）
-----------------------------------	--

	質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年5月23日公表） 成長戦略フォローアップ（令和3年6月18日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和4年10月28日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和5年11月2日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和2年12月10日経協インフラ戦略会議決定、令和3年6月17日改訂、令和4年6月3日追補、令和5年6月1日追補）		
政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	政策目標に係る予算額等の状況：令和3～5年度一般会計補正予算書（財務省）、令和6年度一般会計予算書（財務省）、令和3～4年度一般会計歳入歳出決算書（財務省）		
前年度政策評価結果の政策への反映状況	関係省庁間で密接な連携を図りながら、ODAの一層効率的・戦略的な活用に取り組みました。 JICAに関しては、ODAの効率的・戦略的な活用に向けた取組を引き続き推進しました。特に、ロシアによるウクライナ侵略により多くのウクライナ避難民を受け入れている隣国モルドバに対する財政支援借款供与を通じて、ウクライナ周辺国の経済復興を支援しました。 JBICに関しては、GREENや令和4年7月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を通じて、その目的である日本及び国際経済社会の健全な発達に寄与するための取組を引き続き推進しました。 MDBsに関しては、引き続き主要出資国として業務運営に積極的に参画しました。 国際保健に関しては、特にG7議長国としてパンデミックへの対応のためのファイナンスの強化に関する議論を主導するなど、財務・保健当局の連携を通じたPPRの強化やUHCの推進に向けて、引き続き、関係省庁や国際機関と連携しつつ、G20等の国際的な議論に積極的に参画しました。 我が国は、気候変動等の地球環境問題分野における支援を引き続き実施し、GEFやCIF及びGCFの運営に係る議論に、積極的に参画しました。 開発途上国の債務問題に関しては、令和2年11月にG20及びパリクラブの間で合意した「共通枠組」の実施を含め、新興援助国等も含めた包括的な対応の実現に向けて、引き続き、IMF・世界銀行やG20、パリクラブをはじめとする国際的枠組における議論や取組に積極的に参画しました。 知的支援については、引き続き、相手国のニーズに即した内容となるよう、必要に応じて見直しを行い、効果的・効率的に実施しました。また、対面形式での交流・セミナー等を検討し、オンライン形式の効果が認められる部分については同形式も併用した交流・セミナー等を実施しました。 また、令和4年度政策評価結果等を踏まえつつ、国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄を確保するとともに、国際公約及び国際的責務を果たすため、令和6年度予算において、必要な経費の確保に努めました。		
担当部局名	国際局（総務課、地域協力課、開発政策課、開発機関課）、 関税局（総務課、参事官室（国際協力担当））、税関研修所、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	政策評価実施時期	令和6年6月

政策目標 6－3：日本企業の海外展開支援の推進

上記目標の概要	国内市場が少子高齢化・人口減等により縮小傾向にあるなか、拡大が見込まれる海外市場の獲得は引き続き重要であり、日本企業が持つ技術力を始めとした強みを活かし、積極的に世界市場への展開を図っていくことが重要となっています。 令和2年12月、新興国企業との競争の激化、SDGsの考え方の普及、国際情勢の複雑化等、インフラ市場をめぐる急速な環境変化を踏まえ、平成25年5月に策定した「インフラシステム輸出戦略」を見直す形で、「インフラシステム海外展開戦略2025」を策定し（令和3年6月に改訂、令和4年6月・令和5年6月に追補）、令和7年に34兆円のインフラシステムの受注を達成すると の目標に向けて取り組んでいます。 財務省としては、これらの方針を踏まえ、関係省庁、関係機関と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。 （上記目標を達成するための施策） 政6-3-1：国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進
-----------------------	--

政策目標 6－3 についての評価結果	
政策目標についての評価	
評価の理由	S 目標達成 国際協力機構（JICA）有償資金協力業務や国際協力銀行（JBIC）業務を通じて日本企業の海外展開支援の推進に積極的に取り組み、具体的な成果・進展がありました。そして、施策の評価が「S 目標達成」であることから、当該政策目標の評価を「S 目標達成」としました。
政策の分析	（必要性・有効性・効率性等） 日本企業の海外展開支援は、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において新興国を中心に拡大する世界のインフラ需要に応えるため、必要かつ重要な取組の一つとされており、JICAの円借款（用語集参照）や海外投融資（用語集参照）、JBICの出融資といったツールを活用して推進しています。

施策	政6-3-1: 国際協力機構（JICA）有償資金協力業務、国際協力銀行（JBIC）業務を通じた支援の推進		
測定指標（定性的な指標）	政6-3-1-B-1: 国際協力機構（JICA）による有償資金協力を通じた効率的・戦略的な支援の取組		
	目 標	日本企業の優れた技術・ノウハウを新興国・開発途上国に提供することを通じて、各国の成長を取り込み、日本経済の活性化につながるよう、JICAによる有償資金協力を通じた支援をより一層、効率的・戦略的に実施していきます。 （目標の設定の根拠） 我が国が新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援していく上で、JICAによる有償資金協力が重要なツールの1つであるためです。	達成度
	実績及び目標の達成度の判定理由	JICAについては、「インフラシステム海外展開戦略2025」等において、質の高いインフラ輸出促進のための更なる制度改善を進めることとされています。これを踏まえ、JICA海外投融資が、既存の金融機関では対応できない開発効果の高い案件に対応するにあたり、JICA海外投融資の審査プロセスについて、令和2年11月に「JICA海外投融資に関する案件選択の指針」を改訂したところ、これに基づき、運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努め、令和5年度においては、計13件、約3,385億円（承諾額ベース）の海外投融資を実施しました。 円借款については、新興国・開発途上国の経済社会の発展と日本経済の活性化に貢献するため、令和5年度中に計6件、約5,955億円（交換公文（E/N）ベース）の本邦技術活用条件（STEP:用語集参照）による供与をはじめとした着実な支援を実施しました。 なお、財務省は、MDBsとも連携し、以下をはじめとする様々な機会に積極的に参画することを通して、新興国・開発途上国の持続的な経済発展を支援しつつ、日本企業の海外展開を支援しています。 - 令和5年9月には、EBRD等によりウズベキスタンへの投資呼び込みを目的としたウズベキスタン投資フォーラムが開催され、同国でのビジネス展開に関心を持つ多くの日本企業が参加しました。 - 日本企業のアフリカ進出を促進するため、令和5年11月のAfDB主催「2023年アフリカ投資フォーラム（Africa Investment Forum: AIF 2023）」のサイドイベントとして「ジャパン・スペシャル・ルーム」を開催しました。スタートアップを含む日本企業40社が参加し、アフリカのニーズと日本企業が有する技術等について議論を行いました。 - 令和6年1月には、ADB及び内閣府と連携して、途上国政府・国営企業を対象としたエネルギートランジションに関するワークショップを行い、日本のエネルギー政策や、日本企業の技術について紹介することにより、日本企業の海外展開の機会創出に貢献しました。 上記実績のとおり、新興国・開発途上国の経済社会の発展を支援するとともに、日本企業の海外展開を支援するための重要なツールでもある円借款・海外投融資の活用等により、着実に支援していることから、達成度を「○」としました。	○

[主要]政6-3-1-B-2：国際協力銀行（ＪＢＩＣ）を通じた効率的・戦略的な支援の取組		
目 標	ＪＢＩＣにおいては、更なるリスクテイクを可能とする「特別業務」や「グローバル投資強化ファシリティ」等のツールを活用しつつ、更なる機能強化を行うことで、日本企業の海外展開をより一層、効率的・戦略的に後押ししていきます。	達成度
	（目標の設定の根拠） 日本企業の海外展開を支援していく上では、様々な機能強化等を行ってきたるＪＢＩＣによる出融資保証業務が重要なツールの１つであるためです。	
実績及び目標の達成度の判定理由	ＪＢＩＣを通じた支援については、日本企業の海外展開をより一層後押しするため、機能の改善・強化なども行いつつ、効率的・戦略的に支援を実施しました。 ・ 具体的には、「インフラシステム海外展開戦略2025」等を踏まえ、令和４年７月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」においては、令和６年３月までに、計226件、約40,067億円の出融資等を承諾しています。こうしたファシリティを活用し、日本企業による、脱炭素社会をはじめとする地球環境保全への貢献とサプライチェーン強靱化、質の高いインフラ投資や海外における新たな市場創出を支援しました。 ・ さらに、令和５年10月には株式会社国際協力銀行法（平成23年法律第39号。以下「ＪＢＩＣ法」といいます。）の一部改正法（令和５年４月成立）の全面施行を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されました。 上記実績のとおり、日本企業の海外展開をより一層後押しするためにＪＢＩＣを通じた支援の取組を引き続き推進したことから、達成度を「○」としました。	○
施策についての評価		s 目標達成
評価の理由	ＪＩＣＡについては、これまでに実施してきた制度改善を踏まえ、着実に支援を実施するとともに、ＪＩＣＡ海外投融資の審査プロセスについて、改訂した指針を基に運用の迅速性・予見可能性・透明性の向上に努めるなど、円借款や海外投融資の更なる効果的な活用にも努め、日本企業の海外展開支援を推進しました。 ＪＢＩＣについては、「グローバル投資強化ファシリティ」を活用するとともに、ＪＢＩＣ法一部改正法の全面施行を通じて、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靱化や、デジタル・グリーンなどの成長分野を見据えた、スタートアップ企業を含む日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能が強化されました。 以上のとおり、全ての測定指標の達成度が「○」であることから、当該施策の評価を「s 目標達成」としました。	

政 6－3－1 に係る参考情報

参考指標 1：円借款実施状況【再掲（総 5－1：参考指標 5）】

参考指標 2：国際協力銀行（J B I C）の出融資保証業務実施状況【再掲（総 5－1：参考指標 6）】

評価結果の反映	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、J B I C 先議を含む J I C A 海外投融資の審査プロセスの見直しなど質の高いインフラ輸出促進のための制度改善を行ってきた J I C A や、ファシリティの活用や、法改正等の機能強化を進めた J B I C の取組等を通じて、引き続き日本企業の海外事業の維持・再編・展開等を推進していきます。
---------	---

財務省政策評価懇談会における意見	該当なし
------------------	------

政策目標に関する 施政方針演説等内閣 の主な重要政策	経済財政運営と改革の基本方針2022（令和 4 年 6 月 7 日閣議決定） 経済財政運営と改革の基本方針2023（令和 5 年 6 月 16 日閣議決定） 開発協力大綱（令和 5 年 6 月 9 日閣議決定） 質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ（平成28年 5 月 23 日公表） 成長戦略フォローアップ（令和 3 年 6 月 18 日閣議決定） 物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策（令和 4 年 10 月 28 日閣議決定） デフレ完全脱却のための総合経済対策（令和 5 年 11 月 2 日閣議決定） インフラシステム海外展開戦略2025（令和 2 年 12 月 10 日経協インフラ戦略会議決定、令和 3 年 6 月 17 日改訂、令和 4 年 6 月 3 日追補、令和 5 年 6 月 1 日追補）
----------------------------------	---

政策評価を行う過程 において使用した資 料その他の情報	該当なし
-----------------------------------	------

前年度政策評価結果 の政策への反映状況	「質の高いインフラ輸出拡大イニシアティブ」等を踏まえ、引き続き日本企業の海外展開支援を推進しました。特に、J B I C を通じた支援については、令和 4 年 7 月に創設した「グローバル投資強化ファシリティ」等を活用するとともに、令和 5 年 10 月の J B I C 法一部改正法の全面施行によってサプライチェーン強靱化支援や日本企業の更なるリスクテイクを後押しする機能を強化するなど、日本企業の海外事業の維持・継続や更なる海外事業活動の展開・再編・確保等を支援しました。
------------------------	---

担当部局名	国際局（総務課、開発政策課）	政策評価実施時期	令和 6 年 6 月
-------	----------------	----------	------------